

平成25年9月第3回八街市議会定例会会議録（第4号）

1. 開議 平成25年9月9日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 林 修 三
- 10番 山 口 孝 弘
- 11番 湯 淺 祐 徳
- 12番 川 上 雄 次
- 13番 古 場 正 春
- 14番 林 政 男
- 15番 新 宅 雅 子
- 16番 鯨 井 眞佐子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 小 高 良 則
- 22番 中 田 眞 司

1. 欠席議員は次のとおり

な し

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副	市	長 小 澤 誠 一
教	育	長 川 島 澄 男
総	務	部 長 浅 羽 芳 明
市	民	部 長 加 藤 多久美

市民部参事(事) 国保年金課長	小 出 聰 一
経 済 環 境 部 長	中 村 治 幸
建 設 部 長	糸 久 博 之
会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育委員会教育次長	長谷川 淳 一
農業委員会事務局長	麻 生 和 敏
選挙管理委員会事務局長	石 毛 勝
監 査 委 員 事 務 局 長	吉 田 一 郎
財 政 課 長	佐 藤 幸 男
高 齢 者 福 祉 課 長	宮 崎 充
下 水 道 課 長	藏 村 隆 雄
水 道 課 長	金 崎 正 人
学校給食センター所長	加 瀬 芳 之
総務部参事(事) 総務課長	石 毛 勝
社 会 福 祉 課 長	石 川 良 道
経済環境部参事(事) 農政課長	吉 野 輝 美
建設部参事(事) 道路河川課長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須 賀 澤 勲
副 主 査	居 初 理 英 子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第4号)

平成25年9月9日(月) 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○議長（中田眞司君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されております。

順次質問を許します。

最初に、誠和会、木村利晴議員の個人質問を許します。

○木村利晴君

誠和会、木村利晴です。

2020年のオリンピック・パラリンピックの開催地は9月8日（日曜日）朝5時に東京に決定されました。1964年の東京オリンピック以来実に56年ぶりの招致です。福島原発事故という不安要素はありましたが、安倍首相も現地に赴き、国としての取り組みを言っただき、評議員の方々に賛同を促す効果があったのではないかと思います。首相としての説明責任を果たされたのではないかと評価いたすところです。また、この東京オリンピック・パラリンピックの招致による経済のもたらす効果ははかり知れないものがあります。その波及効果が地方にも早くあらわれることを期待しております。そんな東京オリンピック・パラリンピックに思いをはせながら、個人質問に入らせていただきます。

安心・安全な街、住んでいてよかったと思う街、人もうらやむ街づくりのため、通告に従い順次質問をさせていただきます。

質問事項1、道路問題です。

（1）赤道について質問させていただきます。

要旨①赤道の管理について。

宅地開発で新興住宅地の造成が進み、新団地ができ、道路整備も整って、利便性のよい道路ができました。また、その影響で、利用頻度が落ち、知る人ぞ知る道路となり、土地の人にもまれにしか通らなくなって、住民にはこれが道路だとは思われない道路があります。赤道です。道路としてきちんと整備がされていないが、れっきとした公道であります。行政が道路地図に赤く色分けした赤道と呼ばれている道路です。その現実には、農地と隣接しているところは農地の一部となっていたり、民家に隣接しているところは私有地化しているところもあるようです。その管理はどのようにされているのか、現状の状況、状態はどうなっているのか、お伺いいたします。

なお、②といたしまして、赤道の今後はどうされるのか。場所によっては、買い取りか整備をして、道路として復活させていく計画がおありであるのか。また、一般に払い下げていくご計画なのか。今後の活用についてお伺いいたします。

次に、質問事項2、環境問題について質問させていただきます。

要旨（1）農耕地や空き地の土砂流出についてお伺いいたします。

八街の畑の土は非常に微粒子であるため、ちょっとした風でも吹き飛ばされ、春一番が吹く頃は地上に高く舞い上がり、俗に言う八街名物の砂嵐となります。近隣住宅に降り注ぎます。また、すき間というすき間から住宅内に入り込み、室内が砂だらけになっております。

そこで質問いたします。要旨①春の砂嵐等強風による土砂流出対策として、休耕地に牧草、畑の周りに低木や高木を植えていただき、防砂林としたり、飛散防止ネットや塀などの囲いをしていただく等の何らかの対策を講じていただけないものか。また、他によい手だてがおありなのか、お伺いいたします。

要旨②としまして、土砂の流出は大雨や降雨によるものもあります。農家で丹精込めて作られた肥沃土の流出防止対策として、畑の周りに溝を掘るとか堰を作るとかの対策は講じられないものか、お伺いいたします。

質問事項3、まちの安心、安全についてお伺いいたします。

要旨（1）地域医療について。

本年3月、定例議会におきまして山口孝弘議員が質問されておりました産院問題についてお伺いいたします。

八街市内には、今現在、出産分娩のできる産院が1軒もありません。なくなりました。次の世代を担う若者たちが、自分の住み暮らしているこの街で自分の子どもを産むことができず、他の市町村に行ってお産をしなければならなくなりました。これでよいのでしょうか。このままでいいのでしょうか。八街市内で1年間に出されている出生届は、今現在、430人から450人ぐらいいるそうです。全員八街生まれではなくなるのです。生まれも育ちも八街ですと言えない子どもたちになってしまいます。母子手帳の出生届済証明欄には出産した医療機関の所在地が記載されるのです。豊かで住みよい街、住んでいてよかった、一度は住んでみたい街、人がうらやむ街、そんな八街にしようではありませんか。若い世代が安心して子どもを産み育てることのできる街にし、この街に生まれてよかった、この街で育ててよかった、この街に来てよかった、こんな気持ちを抱かせる街になっていただきたいと切に願うばかりです。若い世代にこの街への愛着を持っていただくためにも、これから生まれてくる子がふるさととして八街を強く感じ、八街生まれを誇りに思える街にするためにも、この八街に出産分娩のできる産院が必要と考えます。本市として、出産分娩のできる産院の誘致に関してのお考えをお伺いいたします。

要旨（2）交通安全について。

学校が始まると、各学校区で、横断歩道や危険箇所に見守りのボランティアの方々がいてくださり、子どもたちの安全を守っていただいております。

そこで質問いたします。要旨①ボランティアの交通安全の現況をお伺いいたします。

また、子どもたちの安全を見守っている方々が危害に遭ったり、事故に巻き込まれたりしないとも限りません。

そこで質問いたします。要旨②交通安全員の保険についてお伺いいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。明快なるご答弁をよろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

初めに、質問事項1、道路問題について答弁いたします。

(1) ①ですが、赤道は、地方分権一括法により、国から無償譲与された道路法の適用のない法定外公共物で、本市が機能管理及び財産管理を行っております。赤道には、農業用道路や生活道路として、人や軽車両程度が通行できる機能を有する箇所もありますが、その機能を全く有しない箇所も多数ございます。市では、機能を有する赤道につきましては、砕石敷きならし等の機能管理を行い、機能を有しない赤道につきましては、用途廃止をした上で、譲渡等の措置を行っております。

次に、②ですが、市では、区等からの要望に応じ、赤道の現況や必要性につきまして調査等を行い、市民生活に必要不可欠である赤道につきましては、その活用方法について検討をし、必要に応じた整備を行ってまいりたいと考えております。また、財産管理の観点から、機能を有しない赤道の処分につきましても積極的に行ってまいりたいと考えております。

次に、質問事項2、環境問題について答弁いたします。

(1) ①、②は、関連しますので、一括して答弁いたします。

春先の強風や台風等の豪雨による畑等からの土砂流出としましては、春先の農作物作付準備中である未耕作地からの砂ぼこりやゲリラ的な豪雨による土砂の流出が発生しますが、市では、これらの対策としまして、土の飛散防止や畑への雨水浸透を高めることを目的に、畑の所有者の方々に協力を呼びかけ、緑肥作物の作付や樹木の植栽をいただいているところでございます。また、今年の春先は特に強風だったため、多くの方々から緑肥事業の拡大を望む声がありましたので、農地を所有しているの方々に協力をいただけるよう、全員から希望をとり、今回、補正予算に計上したところでございます。ほかにも、農家自身も畑の隣接に永年作物を植栽したり、溝等を掘り雨水が流出しないように取り組んでいる方もおられます。

次に、質問事項3、まちの安心、安全について答弁いたします。

(1) ①ですが、平成24年度の母子健康手帳の交付件数は448件で、その際に確認しております出産予定医療機関につきましては、市内医療機関は46件で約10パーセントであり、印旛管内及び隣接する千葉市、東金市、山武市に所在する医療機関は314件で約70パーセント、県外、外国、未定が88件で20パーセントとなっております。市内で出産できる医療機関は本年4月からなくなりましたが、これはお母さん方にとりましても心配なことであり、憂慮すべきことでございますが、民間の医療機関であり、医療機関側の事情もありますので、やむを得ないものと思っております。街の安心・安全のためにも、市内に出産できる医療機関は必要であると考えておりますので、誘致について、関係各方面に働きかけていきたいと考えております。

次に、(2) ①、②につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

交通安全に関わるボランティアの方々の現況につきましては、平成14年度から千葉県において組織されました交通安全推進隊が、各小学校区などを単位に、主に通学路における街頭監視、保護・誘導を中心に、高齢者宅訪問活動や春夏秋冬の交通安全運動期間には、市や警察と連携をし、街頭啓発にも参加していただいております。なお、本市におきましては、平成24年4月現在、127人の方が登録されております。ほかにも、各学校のPTAによる校外指導のほか、善意の交通安全に関心と意欲を持ったさまざまなボランティアの方々により、日常的に交通安全活動が実施されております。この場をおかりしまして、改めまして感謝と敬意を申し上げます。このようなボランティアの方々の意欲的な活動により、本市における交通事故発生件数は、平成17年の599件をピークに、平成24年には398件と、減少を続けております。

なお、ボランティアの方々の交通安全活動に伴う保険の加入状況につきましては、交通安全推進隊におきましては、登録事務を扱う千葉県において、各学校のPTAにおきましては、PTA会費により、全保護者を対象とし教育活動全般に対して保険に加入することで、ボランティア活動の活動中のけがや事故などに備えていると伺っております。

○木村利晴君

どうもありがとうございます。

再質問に移らせていただきます。

まず、赤道について、夕日丘区にも新興住宅地内に赤道がありまして、しかし、その道は通り抜けができておりません。隣接している民家が私有化しており、また、樹木が植えられ、物置小屋まで建てられている状況でございます。なぜこのような状態になったのでしょうか。この辺のところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○建設部長（糸久博之君）

ご質問の赤道につきましては、幅員は約2.7メートルでございまして、赤道の両側に住宅が立ち並んでおり、それぞれの宅地の前面に市道がある状況でございます。この付近の宅地分譲につきましては約30年前に行われ、当時の赤道は国有財産でありましたが、地方分権推進の一環によりまして、平成13年から17年にかけて、国から市へ譲与を受けております。土地所有者に事情を伺いましたところ、土地購入時に前面の所有地の一部を道路用地として寄附し、奥の赤道部分を払い下げしてもらった約束で木を植え、小屋を建てたこととでございます。その途中、隣接者が転居をしてしまったことや、国有財産であったこと等によりまして、手続が進まなくなったと伺っております。

○木村利晴君

昔のことなので、そういう約束事が皆さんになかなか知られていなかったなということがあります。そこで、そういう道をなるべく少なくしていただきたいということもありますし、赤道の認識として、何か区割りというか、識別できるものが今はないようにちょっと思うので、今後、赤道に対して杭を打つとか、何か目印的なものを付けていただくような対策はしていただけるのでしょうか。ちょっとお尋ねいたします。

○建設部長（糸久博之君）

当時の道路の測量図がございますので、必要があれば、復元することは可能でございます。

○木村利晴君

今後、市としては、このような道路に対してどのような対応をされていかれるおつもりなのか、お伺いいたします。

○建設部長（糸久博之君）

このような道路ということでございますけども、一般的には、赤道につきましては、現況で利用されていない土地につきましては、市は用途廃止して処分したいと考えております。ご指摘のところにつきましては、感情的なことや利害関係もあるようでございますので、今後慎重に協議してまいりたいと考えております。

○木村利晴君

今現在、樹木がかなり伸びておりまして、隣の家にも到達しているということで、非常に背丈の高い木が伸びていまして、そういう意味では、非常に近隣の家にも迷惑をかけているというようなこともございますので、その辺の対応をきちんとしていただければありがたいかなというふうに思っております。早急の解決を願っております。

では、次に、環境問題についてご質問をさせていただきます。

また夕日丘区のことなんですが、坂江地区に浸透式の低地流末排水調整池があります。この排水調整池は排水口近くまで土砂が堆積しまして、かつ排水口径が少ないため、大雨のたびに冠水し、あたり一面沼地化するような、排水機能が低下しておりました。そこで、2年ほど前、町内会が調整池の土砂揚げをいたしまして、今は冠水という難を逃れております。この場所は、突風や強風にあおられ、舞い上がり、周辺に降り積もった土砂が、降雨により側溝に流れ込んだり、農耕地から直接流れ込んだり、この低地流末調整池に堆積しております。堆積した土砂は浸透式の調整池の排水機能を低下させ、大雨ごとに付近一帯が冠水、沼地状態になります。頻繁に泥揚げを余儀なくされれば、町内会の負担も大きくなります。また、民間が造成した私有地内の調整池です。民間で管理している調整池なので、行政側に管理をお願いするわけにもいかず大変困っておりますが、せめて近隣周辺から流れ込んでくる土砂を減らすことができれば、調整池の排水能力が低下せずに、泥揚げもなく、住民の負担も低減できるのではないかというふうに思っております。大雨ごとの冠水の心配がなくなり、また、冠水すると不便な生活を強いられるだけでなく、衛生上もかなり心配な状況になります。そういう意味で、今、ご答弁にありましたけれども、そういう土砂の流出対策として、緑肥をこれからまた充実してお配りするということだったのですけれども、実際に効果のある対策というものがおありなのか、今の効果のほどをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○経済環境部長（中村治幸君）

緑肥等につきましては、今、議員さんのご指摘のとおり、八街市といたしましては、砂ぼこり等を含めた地力増進ということで、現在、力を入れて取り組んでおるところでございます。これにつきましては、ちなみに、平成24年度につきましては334ヘクタールの実績

がございます。今年は特に強風だったために、砂ぼこり等に対する問い合わせ等が非常に多かったということもございまして、本年度、平成25年度につきましては、農地基本台帳に登録されております268名の方、農地を所有されている方全員に文書でお願いをいたしました。それで、緑肥の希望をとりました結果、平成25年度の希望につきましては、現在約450ヘクタールということで、116ヘクタールほど昨年度より希望者が増えております。市といたしましては、このような形で、できるだけ農地があいた状態ではなくて、砂ぼこりの防止につながればということで、これは継続していきたいと思いますが、やはり、八街市の特産品であります秋冬ニンジン、これにつきましては、前回は答弁させていただきましたが、11月から3月ぐらいまでが収穫期ということで、冬に収穫したものについては、春先に緑肥なりというものは当然間に合いませんので、どうしても秋冬ニンジンの後の畑についてはあいているということで、春先の風については、秋冬ニンジンの後については防ぎようがないということが現状でございます。

○木村利晴君

緑肥をまいていただくというようなことで、いろいろと対策を講じていただいておりますけれども、農家の人たちに、流出防止のための溝だとか、先ほどの答弁の中にも、溝を掘っておられるという方もおられるということだったので、そういう対策をもうちょっと農家の方々に広げるというか、普及させていく、そういう何か行政指導みたいなことはできるのでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

ただいま申し上げましたけれども、農地の中で浸透させるということで、溝を掘っていただくのは非常に効果があるというふうには考えています。

ただ、先ほど来の話とつながってまいりますと、農地の中に冠水をしないということで溝を掘ってまいりますと、これが自然の水路がわりになって、この溝から側溝へ土砂とともに流れるというような弊害も起きております、実際に地域によっては。ですから、農地の中で浸透させるという意味では非常に効果があるというふうに考えますが、やはり、全体的な中でいくと、溝を掘るということだけでは根本的な解決にはつながらないと。市といたしましては、地域地域によって、そういうお話があったときに、市として苗木の配布をして、農地から土砂の流出を防ぐというような手だても行っておりますので、今後もそのような形で、場所場所によって対応の方は考えていきたいというふうに思っています。

○木村利晴君

農地から流出した土砂が道路上に堆積していたり、側溝に流れ込んだりするということは、去年も一昨年もずっとありまして、その後の対策というか、そういうものが迅速に行われれば、またそういう流出が、もっと流末排水調整池の方に全然流れ込まなくて済むのかなというふうに思うわけなんですけれども、畑から流出して、道路脇だとか、ああいうところに堆積した土砂の対策を迅速に行えるようなことはしていただけるのでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

畑等から流出した土砂が道路に堆積した箇所につきましてはほかにも結構あるわけがございますけども、市の方で迅速に対応しているところでございます。今後も引き続き対応してまいりたいと考えています。

○木村利晴君

よろしく対策のほどお願いいたします。そういうことをしていただければ、住民の負担も非常に軽くなってきますので、よろしくお願いいたします。

次に質問させていただくのは、分娩のできる産院についてです。分娩のできる産院について伺いをいたします。

産院は難しい問題を抱えております。お産時に吸引設備で子どもを無理やり引っ張り出し後遺症が残ったり、帝王切開をして母体を傷付け、お産時の後遺症での訴訟問題が起き、分娩をやりたいがらない産婦人科もあるように聞いております。しかし、いろんな問題を抱えながらも、妊婦さんが安心してお産ができるよう考えている産院もあります。妊婦さんに喜んでもらえるように、病院というよりも、おしゃれなホテル風の建物で、幾つかにタイプの違った部屋を作り、自分の好みの部屋を予約できるようになっているようです。女性スタッフが女性の立場できめ細やかな心遣いをされている施設です。ここだったらお産をしたいという思う産院があります。こういう産院は、市内はもちろん、市外からもぜひここで産みたいと越境してくるくらい人気があるそうです。一步前に踏み出して、どうしたらそんな産院が来てくれるのか、このことだけを考えて、分娩のできる産院の誘致のご検討はしていただけますでしょうか。先ほど来、市長答弁では積極的に誘致したいということだったんですけども、その辺のところをちょっと伺いたいと思います。

○市民部長（加藤多久美君）

産院の誘致の検討をすべきだというご質問でございますが、全国的に見ても、出産分娩ができる病院等は減少している状況でございます。今月4日ですか、厚生労働省が発表したところによりますと、昨年の10月1日時点で、産科とか産婦人科を開設している病院は22年連続で減少しているというような状況になっておるようでございます。このことは、ご存じのとおり、少子化による出生数の減少や産科医の不足に加えまして、24時間体制となり体力的に厳しいという問題。議員がおっしゃったとおり、分娩による訴訟のリスクの増大などの厳しい環境が影響していると思われまます。このような状況の中で、私ども行政として、どこまで踏み込んで民間の産科の開院を誘致できるのか、現時点では大変難しいことであると考えておりますが、まずは、地元で医師会がございまして、その理事の先生と話し合いを持ちまして、いろいろな情報を得るとともに、誘致の可能性を模索していきたいと考えているところでございます。

なお、朗報とまで言えるかどうかはわかりませんが、今年度に入りまして、私ども市の方に、産科の開院を検討したいのだが、市の現状を把握したいとの問い合わせが実際ございました。今後とも、このような問い合わせ等がございましたらば、積極的に市の現状を伝えまして、開院に向けての環境が整えられるように協力してまいりたいと考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。八街市は分娩のできる施設がなくなったという情報が、やはり市内外に知らされてきていますので、そういう意味では、心配される産院もおられると思うんですね。私の知り合いにも、そういうことで、八街さん、どうしますかというようなお話をいただいております。そういう意味では、前向きに市の方が取り組んでいただければというふうに思っております。

やはり、出生率というか、新生児の数がここ数年減少しているようなんですけれども、平成23年度と平成24年度、先日も、林修三議員が少子化の現状をお伺いしたときに、平成20年が526人、平成21年が489人、平成22年が490人、平成23年が449人、そして、平成24年が368人というご答弁をいただきました。平成23年から平成24年にかけて極端に少なくなっておりますけれども、まだまだ368人、去年は出産しております。今年度もそのぐらいの数はいるのだろうというふうに予測されるのですが、その子どもたちが近隣の市町村の産院をお借りして出産するということになるかと思うんですが、それを、八街生まれの八街育ちという観点から、街の活性化につながるような気持ちを持てるような子どもたちを育てるには、やはり八街で出産、生まれた子であれば、もっと強い気持ちが生まれるのかなというふうに思っておるんですけれども、この誘致に関しては、私は、産院も非常にリスクをしょっていると思うんですよ。どのぐらいの人が来てくれるのかというような思いもあろうかと思うんですね。近隣にそういう施設があるし、今現在、八街にお産のできる施設がないから、外に流出している人たちもおりますので、その人たちをまた呼び戻せるかということです。

今、私の知り合いの産院が大体350人ぐらい年間入れているようなんです。ですから、350人で12床ぐらい宿泊設備を持って運営しておりますけれども、そうすると、今の八街の出生数と、その産院が今運営している出生数と大体同じぐらいなので、全員が八街で出産をしていただければ、運営は成り立つのかなというふうに思っております。

また、先ほどもちょっと言いましたけれども、そういう魅力のある、お産をしたくなるような、きめ細やかなそういう配慮を施した施設であれば、外部から越境してでもお産に来たいというようなこともあるようなので、ぜひこれは熱意を持って対応していただきたいなど。やはり、病院側もかなりのリスクをしょってくるわけですから、その辺のところは八街市に熱意がなければ、彼らがどこまでやっていいのかというふうなことで迷いも生じると思いますので、そういう点では熱意を持って誠意を持って交渉に当たっていただきたいというふうにお願いたします。

次に、交通安全についてお伺いたします。

現在、交通安全の旗振りをしている人たちがたくさんおります。今、交通安全推進隊というところを、佐倉警察が中心になりまして教育をして、派遣しております。私も交通安全推進隊の一員であります。交通安全推進隊の人たちは一応教育も受けておりますので、ある程度の旗振りの仕方だとかというのはわかっているんですけれども、こういうフリーのボランテ

ィアの人たちはどのくらいおられるのか。組織に所属していない人たちです。これの認識は、先ほど答弁がありましたけども、実際、学校のPTA関係とちょっと離れたところでやっておられる方がおりますが、その方たちのことも認識されているのか、ちょっとお伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

ボランティアで交通安全活動をしていただいている方々につきましては、私どもが全てを把握できているような状況ではございません。今、お話にありましたように、各小学校区の単位で結成をされております交通安全推進隊、これに所属している方々であるとか、PTAの方々、それから、個人も含めましてさまざまであるということで、例を挙げますと、学校の近隣の会社関係の方が登校の見守りを行っているというような事例もあるようでございます。私ども担当としても非常に感謝すべきことございまして、引き続きこれらの方々の協力をいただきたいというふうに考えておりますので、先ほど、まだ十分把握できていないというふうに申し上げましたけれども、そういった方々につきましては、教育委員会の方とも連携をして、その把握に努めていきたいというふうに考えています。

○木村利晴君

私も毎日横断歩道に立っておるんですが、そこで、学校のPTAの方から派遣されて来られた方たち、PTAの人なんでしょうけども、旗の振り方、出し方が非常に曖昧というか、非常に危険なときもあるんですね。いきなり車をとめてみたり、子どもたちが見えたとすぐ旗を出して無謀なとめ方をする方もちょっと見受けられますので、こういう方たちに対して、学校側もある程度PTAの方を中心に少し教育してもらった方がいいのかなと、無謀なとめ方をしないように。車に旗でもぶつかりますと、損害賠償を請求されたり、いろいろな問題も出てくるでしょうし、ましてや、そこでけがをされたりなんかしてもいけませんので、そういう指導関係も推進していただけるかどうか。市の行政の方から学校関係等に、指導の方をある程度していただけるようなことはできるでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

先ほど来お話が出ています、議員さんも参加をしております交通安全推進隊、これにつきましては、ご承知だと思いますけども、県において登録者の方々に交通安全活動の手引き、これを配布していると。これとあわせて、街頭で安全に誘導活動などを行うための知識、あるいは、技能の習得を目的として、例年6月から8月にかけて研修会が実施されているということでございます。今年度でございますが、本市が所属しております印旛地域につきましては、8月5日に印旛の合同庁舎で交通情勢の講習、講義とあわせて実技指導が行われているようでございます。議員さんおっしゃるように、できるだけ多くの方にこのような講習を受けていただいて、より安全な街頭活動をしていただくということが必要になりますので、先ほど申し上げましたように、まず、組織に所属しないでボランティア活動を行っている方がどのくらいいるのかということも含めまして、こういった支援体制が交通安全推進隊に関しては整っておりますので、こういったところに登録をしていただくような周知とか働

きかけをしてみたいというふうを考えます。

○木村利晴君

ありがとうございます。やはり、皆さんの意識が高まってくれば交通事故も少なくなるし、子どもの安心・安全も守れるわけなので、よろしくその辺のところをお願いしたいと思います。保険の方に関しても、こういういろんな形で保険に入られているということなので、安心いたしました。

もう一つ、交通安全で旗振りをしている人たちを、ドライバーからももっともっと認識してもらえるように、八街市は交通安全に対してこれだけ力を入れているんだよというようなことをアピールするためにも、八街市の意気込みをみんなに知ってもらうためにも、反射板のついた目立つベストをつくって支給していただけないかなというふうに思うんですが。というのは、佐倉市の推進隊の方たちはオレンジ色の、それからまた、V型の反射板のついた交通安全という名前入りのベストを皆さんが支給されて着ておりますので、そういう意味では、佐倉市は非常に交通安全に対して意気込みがあるんだというようなことをおっしゃっておられましたので、八街市もそれに負けないぐらい交通安全に対しては力を入れているという意気込みをいただきたいなというふうに思っておるんですが、この点についてはどうでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

これも交通安全推進隊の話で、大変恐縮なんですけども、これはご承知のとおり、県の方から、安全推進隊につきましては、登録者に対しまして、身分をあらわす登録証であるとか、活動時に必要になる、着用する帽子であるとか、場合によっては横断旗が貸与されているといったふうなこともございます。本市でございますけれども、現在のところ、ボランティアで取り組んでいただいているということもございまして、現在、特別な支援は行っておりませんが、安全・安心な街づくりを推進していく上では重要な担い手となっているものと認識をしております。ボランティアをしていただいている方々、当事者の方々の意向も踏まえた中で、支援について検討をさせていただきたいというふうに思います。

○木村利晴君

ありがとうございます。やはり、善意で協力していただいているボランティアの方たちにも、安心して子どもたちの安心・安全を守るための活動にもっともっと協力してもらうためにも、そういうことを推進していただけると大いに助かると思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中田眞司君）

以上で誠和会、木村利晴議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、小山栄治議員の個人質問を許します。

○小山栄治君

誠和会の小山栄治です。

2020年東京オリンピック・パラリンピックが決まり、大変喜んでいる一人でございます。

す。レスリング競技も種目に決まり、日本のメダル獲得も増えるだろうと考えられます。オリンピックによる経済効果は大きなものがあり、日本も元気になれるのではないかと考えられます。八街も元気になればいいなと思います。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

今回、私は、安心して住めるまちづくり、農業問題について、本市の活性化についての3点を質問させていただきます。

まず初めに、安心して住めるまちづくりについて質問させていただきます。

要旨（1）公共場所の大木安全対策について、質問させていただきます。

先月、けやきの森のけやきが倒れました。幸い夜間であり、公園側に倒れたため、けが人はなく、大きな事故にはなりませんでしたが、もしも昼間道路側に倒れたらと思うとぞっといたします。公園や学校などの公共場所には大木がたくさん植えられています。もしも倒れて、けが人や車などを破損させたら、大変なことになります。そういうことが起こらないように、ふだんから対策、管理をしなければいけないと思います。

そこでお尋ねいたします。①として、公共場所での樹木の安全管理は、どのように行われているのか。②けやき等の大木の健康診断は行われているのか。2点お伺いいたします。

次に、農業問題について質問させていただきます。

本市の基幹産業である農業、耕作放棄地問題や後継者問題はたびたびこの議会で問題になっておりますが、国が進めています人・農地プランや青年就農給付金に対し、本市ではどのように進め、また、進んでいるのか、お伺いしたいと思います。

①、②として、本市における、人・農地プランの計画の見通しはどうか。

また、青年就農給付金について。

①として、今年度の給付金は何人申請し、どのような経営を計画されているのか。

②として、親元就農者に対しても就農給付金がもらえるように、国に要望できないのか。

以上4点についてお伺いしたいと思います。

次に、本市の活性化について、質問させていただきます。

私の真情として、八街を明るく元気のある夢の持てる八街にしたい。八街に住んでよかった。八街っていい街だよねと言われるような街にしたい。これが私の真情です。

そこで、今回、2点の質問をさせていただきます。

まず、ゆるキャラの活用について質問させていただきます。

①として、ピーちゃん・ナツちゃんの新たなる活用計画についてお伺いいたします。

先月の夏まつりでピーちゃん・ナツちゃんに特別住民票が手渡されましたが、恋人同士のピーちゃん・ナツちゃん、25歳、そろそろ2人を結婚させてあげたらと考えます。そして、何年かのうちに双子の子どもが誕生というのが私の提案でございます。それと、ピーちゃん・ナツちゃんのいろいろなグッズを考えたり、商品にピーちゃん・ナツちゃんのデザインを入れ、八街のPRや売り上げの向上に努めるのも八街活性化の1つになると考えます。ほかにもいろいろな活用方法は考えられると思いますが、本市として新たなる活用計画をお聞

きしたいと思います。

次に、成田空港パスポートについてお伺いいたします。

成田空港パスポート、N. PASSといますけれども、N. PASSは空港周辺の14市町が配付対象市町になっていますが、本市は配付対象市から外れております。本市は成田空港からも近く、利用する人がたくさんおり、N. PASSができれば八街市民に大変プラスになると考えられます。N. PASS提示に受けられるサービスとして、1つとして、空港店舗内の割引サービスや記念品がもらえる。また、2つ目として、空港内駐車場を利用した際、空港内店舗で利用した合計1千円以上のレシート提示で、乗用車1台につき3時間まで無料。3つ目として、航空科学博物館の入館料が2割引きになる。4つ目として、誰でも作成でき、N. PASSを提示するだけで空港入場ができる。このようなサービスを受けることができます。

そこで質問いたします。本市でもN. PASS配付対象市になるように要望いたしますが、いかがか、お伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。明快なるご答弁をお願いいたします。

○市長（北村新司君）

初めに、質問事項1、安心して住めるまちづくりについて、答弁いたします。

(1) ①ですが、道路、公園、教育施設等の公共場所での樹木の安全管理につきましては、毎年、当初予算の中で、担当部署で剪定等の維持管理費を計上しており、また、容易であれば、その都度職員が対応しております。今後も、公共場所での樹木の安全対策につきましては、職員の見回りを徹底し、事故等が発生しないよう努めてまいりたいと考えております。

次に、②ですが、けやきの森公園のけやきにつきましては、平成24年度から樹木診断を始めたところであり、今年度、来年度においても実施する計画でございます。診断本数は3カ年で60本を予定しているところであり、昨年度は20本の外観診断を行い、今年度は外観診断20本と、昨年度の診断結果をもとに、精密診断5本を行っております。来年度に残りの外観診断20本と、今年度の結果により精密診断を行う計画でございます。今年度の精密診断結果を踏まえ、早急な対応が必要な樹木については、土地所有者と協議をし、予備費による対応で伐採2本、剪定2本を実施しており、今回の9月補正及び年間維持管理の中で、伐採2本、剪定2本を実施する計画でございます。なお、その他の公共場所でのけやき等の樹木診断は行っていませんが、必要が生じれば実施する方向で検討してまいりたいと考えております。

次に、質問事項2、農業問題について答弁いたします。

(1) ①、②は、関連がございますので、一括して答弁いたします。

本市の人・農地プランの進捗状況につきましては、本年6月に市内全体での話し合いの場を設け、人・農地プランに関する説明を行ったところでございます。この話し合いの中で、地域によって実情が違ってくるため、行政区単位での話し合いを希望する意見がありましたので、青年就農給付金の給付を希望する新規就農者が存在する地域から優先的に話し合いを

行うこととし、既に2区、7区地域及び砂地域におきまして話し合いの場を設け、プランに位置付ける中心となる経営体などを決定していただくなど、原案の作成が終了しております。現在、この原案を審査し、正式なプランとするため、農業関係機関等で構成する検討会の設置に向けて、条例の制定等の準備を進めているところでございます。今後におきましても、順次地域における話し合いを実施し、早期に地域ごとの人・農地プランの作成を進めてまいりたいと考えております。

次に、(2)①ですが、青年就農給付金の給付を希望されている方は7件で、うち2件は夫婦での給付を希望されております。なお、新規に就農する方は3件、親元での就農は4件となっております。経営内容につきましては、露地野菜が5件、果樹が2件となっております。

次に、②ですが、現在の制度では、農地の所有権、または、利用権を給付対象者が有していること、生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引するなどの条件を満たし、親の経営から独立した部門経営を行う場合や、親の経営に従事してから5年以内に継承する場合は、親元就農の方も給付金の対象として受けることができます。しかしながら、農地の利用権は親族以外からの賃借とされていることなど、農地を確保する上で厳しい条件が付されていることから、給付金の給付を受けることに躊躇されている方もおられることは認識しております。国が市町村を対象に実施した意向調査でも、希望者が給付対象にならなかった理由として、農地の確保が最も多かったとのことでございます。このような実態を踏まえ、国では、親族から農地を借り受けることにより農地の確保を図った場合でも給付金の対象とする方向で検討に入ったという報道がございました。今後、要件緩和に関する動向に注視し、必要に応じまして市長会等を通じ要望してまいりたいと考えております。

次に、質問事項3、本市の活性化について、答弁いたします。

(1)①ですが、八街市のイメージキャラクター、ピーちゃん・ナツちゃんは平成2年1月14日に公式デビューしており、現在、さまざまな地域でブームとなっているゆるキャラの先駆けと言えるものでございます。ご存じのように、先日8月24日に開催されました第22回八街ふれあい夏まつりのメインステージにおいて、これからも本市をPRしていただきたいという願いを込めまして、ピーちゃん・ナツちゃんに特別住民票を交付したところでございます。ピーちゃん・ナツちゃんには、引き続きさまざまな機会を通じて本市をPRしていただきたいと考えております。なお、昨年度インターネット上で実施されましたゆるキャラグランプリが、引き続き今年度もゆるキャラグランプリ2013として実施されますので、ピーちゃん・ナツちゃんもエントリーしたいと考えております。9月17日から投票が始まりますので、皆様方におかれましても、毎日欠かさずパソコンやスマートフォンなどからピーちゃん・ナツちゃんへの投票をお願いしたいと思っております。また、毎年慣例となりつつあるゆるキャラサミットin羽生にも11月23、24日の両日参加いたします。また、9月28日、29日に開催されます2013関東甲信越B-1グランプリin勝浦にも参加させていただきまして、本市のPRをしてまいります。現在、ピーちゃん・ナツちゃん

は恋人同士という設定でございますが、せっかく住民票を取得しましたので、来年は結婚式を挙げるですとか、再来年は赤ちゃん誕生とか、アイデアはいろいろ出てくると思いますので、キャラクターの設定、展開等につきましては検討してまいります。また、キャラクターの利活用でございますが、昨年、八街市イメージキャラクター、ピーちゃん・ナツちゃんのデザイン等に使用する要綱を制定しておりますので、市民や民間事業者の方々にもグッズの開発等アイデアを出していただき、キャラクターのデザイン等を積極的に活用していただくことを期待しております。市民や市内事業者による活用の場合、本市に直接的な利益はございませんが、民間によるさまざまなアイデアやグッズ展開等が地域の活性化につながるものと考えております。

次に、(2)①ですが、成田国際空港株式会社が発行する成田空港パスポート、通称N. P A S Sにつきましては、成田空港周辺14市町に在住の方であれば誰でも作ることができます。N. P A S Sの利用特典としては、空港内での割引サービスや記念品がもらえる。空港内店舗1千円以上利用で、空港内駐車場が普通乗用車1台につき3時間まで無料になる。航空科学博物館の入場が割引になるなどがございます。現在のところ、八街市は成田空港周辺14市町に含まれておりませんでした。

そこで、私といたしまして、今回、小山議員からの一般質問を受けまして、早速、成田空港株式会社に対しまして本市市民にもN. P A S Sを発行していただきたいと要請をいたしましたところ、成田国際航空株式会社の地域共生部長様と担当部長様が八街市に来庁され、八街市民にもN. P A S Sを発行していただけることになりました。これから成田国際空港株式会社との事務レベルでの調整がございますので、年内をめどに発行体制を整えてまいりたいと考えております。成田国際空港株式会社との関係につきましては、7月31日に設立されました成田空港活用協議会に加入したことや、8月24日に開催しました八街ふれあい夏まつりにおいて、成田国際空港株式会社が本市のイベントに初めて出店し、PR活動の一環としてコンポストや風船などの啓発グッズを配布していただきました。このように、成田国際空港株式会社とのつながりを強くすることが本市の活性化施策につながるものと期待しているところでございます。

○議長（中田眞司君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前10時58分)

(再開 午前11時08分)

○議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○小山栄治君

N. P A S Sが八街にも発行していただけるということに、大変うれしく思っております。ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、安心して住めるまちづくりについての公共場所の大木安全について、ご質問します。樹木の安全管理に職員が見守り、事故等が発生しないようにやっただけというよりは、大変感謝を申し上げたいと思います。そこで、職員はどのような点検をし、その見守りにより、今まで対処した事例があったのか、お伺いいたします。

○建設部長（糸久博之君）

道路につきましては、道路からはみ出たということで、本来は地主さんが剪定するのですが、倒木等で倒れたものにつきましては、緊急性がございますので、職員で対処しているところでございます。

公園等につきましては定期的に見回りをしておりますけれども、大きなものにつきましては、どうしても職員だけでは判別がつかないものもございますので、それにつきましては樹木医等に点検をお願いしているところでございます。

○小山栄治君

ありがとうございます。

次に、けやきの森において、平成24年から樹木診断を始め、3年間で60本を予定しているということで、昨年、20本外観診断を行い、精密診断5本を行ったということですが、今回倒れた木はその中に入っていたのかどうか、お伺いいたします。

○建設部長（糸久博之君）

本年度、精密検査を6本実施しました。その中に入っておりました。

○小山栄治君

精密診断をした5本のうち1本が倒れてしまったということですが、倒れる前にそういう対処ができなかったのかなと思いますが、これからまた3年かけて行うということですが、単純計算でいきますと、6本伐採しなければいけないという計算になってしまいます。これを何年もかけてやっていたのでは、また同じような事故が起きる可能性等ありますけれども、その辺は大丈夫だと認識しているのでしょうか。お願いします。

○建設部長（糸久博之君）

倒れました樹木につきましては、今ちょうど診断を出しております、工期が8月31日でございます。それで、倒れたのは8月3日ということで、その調書が出て対応しようというやさきに倒れてしまったというところでございます。また、ほかの木につきましては、既に予備費で実施している木と、また、9月補正、今現在の当初の委託で実施している木がございますので、それでおおむねほとんどが対処できる予定でございます。伐採と剪定でございます。

○小山栄治君

今年度の予算書を見ますと、管理委託料で3千16万6千円計上しておりますけれども、そのうち、樹木の診断に関しては50万の予算しかとっていませんが、これは生死に関わる大事なことだと思います。その辺についてもう少し。予算がないのはわかりますけれども、予算

云々という問題じゃなくて、もしも倒れたときに生死に関わるようなこともあると思いますが、全ての公共施設の場所の大木をもう一度診断した方がいいと私は考えますけども、いかがお考えでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

全ての大木を一度に診断するというのは、非常に経費的にも難しいものと考えております。その中で、職員が見たり、場合によっては樹木医にも相談した中で、緊急性のあるものから精密検査等を実施してまいりたいと考えております。

○小山栄治君

先ほども言いましたけども、予算がないというのは私も承知しております。しかし、もしもそれで死亡者が出てしまった場合、予算がないという、それだけで済まされたいと思いません。ぜひその辺も考えて、できるだけ早くそういう事故がないように対策をとっていただきたいと思えます。特に、中央公園だとか学校など、実住小学校にも大きなけやきの木があります。そういう子どもたちが遊ぶような場所で、もしも木が倒れなくても、枯れた枝が落ちてきたとかそういうことで子どもたちに事故があった場合、大変なことになると思えますので、ぜひ診断を学校などもしていただきたいと思えますが、教育長、いかがでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

学校のけやき等を含めて大木の診断というのは、今現在、実施はしてございません。日頃から学校の先生による目視の点検、また、教育委員会視察団の点検等は行っておりますけれども、今後は必要に応じてという表現しかちょっとできないのですが、財政状況も踏まえた中で、点検が必要な木については実施してまいりたいというふうに考えております。

○小山栄治君

公共場所での大木安全、その辺は予算がないのは私も十分承知しております。ぜひそういう事故が起きないような対策をこれからもやっていただきたいと思えます。

続きまして、農業問題に移りたいと思えます。

今年になってから人・農地プランの説明会が各地域で行われたということですけども、その各地域において何人ぐらいの人が参加をして、どのような話し合いがされたのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

現在も、全体会議のほかに、2地区で現在までに会合を行いました。まず初めに、2区・7区地区で行いました会合につきましては、対象者が7名のうち、3名の方のご出席をいただきました。このときには、農地の貸し借り等を今後どういうふうに行っていくのかとか、あるいは、連合会に入っていない先進的農家をどういうふうに拾い上げていくのかとか、さまざまなお意見をいただきました。

それから、2回目として、砂地域で行いまして、対象者13名、うち9名の方のご出席をいただきました。ここにつきましても、やはり、貸し借りのお話や、市が間に入ってスムーズに貸し借りができるようにというようなお話等をいただきました。

なお、対象者と申しておりますのは、連合会長さん、農業委員さんをはじめ、新規就農者あるいは指導農業士の方を対象に、今回、話し合いを行っております。

○小山栄治君

現在、2カ所で説明会が行われたということですが、これは、先ほど対象者というような説明がありましたが、この話し合いにおいては、できるだけ集落、地域内の多くの人に参加してもらわなければいけないと。そこでいろいろな発言をしてもらおうということに、国から来たものにはなっていると思うんですけども、この対象者にしか声をかけていないということなんですか。これは、国からの書類ですと、地域の多くの方に、経営者だけではなくて、奥さんや息子さん、そういう人にも参加して発言をしてもらった方がよいということになっておりますけども、その辺についてはいかがでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

今回、このように絞らせていただいた中では、先ほど市長の答弁にもありましたように、本年度、青年新規就農者に対します給付金、現在、7名の方がおります。うちお二人の方につきましてはご夫婦での給付を希望されておるということで、この青年給付金につきましては市の人・農地プランに定めていなければならないということで、今回、新規就農者のいらっしゃる地域を優先的に現在行っておりまして、人・農地プランにつきましては常時変更等を行うというようなことをございますので、今回はあくまで新規就農者の青年給付金の対象を先行させていただいたということで、現在急ピッチで行っておるという状況でございます。

○小山栄治君

ただいまの説明ですと、青年就農給付金を希望している人の地域を優先的に行っているということですが、今回、7名の希望者がいるということですが、2区・7区、砂地区、これで7名の人というのは、そこに住んでいる人ということで理解してよろしいでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

この話し合いにつきましては、今年度12月までにあと4カ所、4地域を行う予定でございます。それで、この7名の方につきましては、現在までで終了した中では、7区にお住まいの方が1名、それから、砂にお住まいの方が1名ということで、あとこれから、山田台、沖、文違、夕日丘、大谷流という地域の方が新規就農ということで、現在希望されておる方々でございます。

○小山栄治君

今年度中に行うということですか。

○経済環境部長（中村治幸君）

人・農地プランにつきましては、現在、話し合いを行っておりまして、この後、この素案ができますと、検討委員会というものを立ち上げまして、ここで決定するという運びの中から、現在、残り4地域につきましては、12月をめどに終了させたいというふうに考えております。

○小山栄治君

7名の方がせっかく希望していますので、給付金がもらえないというふうなことがあっては大変です。私は以前、八街市全体でプランを作成、計画をしてはどうですかというような提案をさせていただきました。八街市全体で1つのプランを立てれば、全ての青年就農給付金を希望している人には該当しますので、とりあえず八街市は1つ全体でつくったらいかがですかというような提案をさせていただきましたけども、市全体でプランを作成する計画というものはございませんか。

○経済環境部長（中村治幸君）

今回につきましては、先ほど申し上げましたように、この7名の方のいらっしゃる地域を優先的にやらせていただきまして、市全体につきましては、現在から人・農地プランの策定に取りかかる段階で、若干時間も足らなかったという部分もありますし、この7名の方につきましては、県の方の内示等もいただいております。当初予算で、八街市の場合は3名の予算化をされております。この12月に残り4名の方の補正を出させていただきたいということで、県の方につきましてはこの内諾を得ております。私どもとしても、この7名の方全員が漏れることなくいただけるような形で現在進めております。市全体につきましては、現在のところはちょっと、作るということにつきましてはなかなか難しいかなというふうに考えております。

○小山栄治君

青年給付金の希望者の中に3名が新規に就農するというようなことでしたけども、この3名の方はどのような経緯で就農に至ったのか、わかればお聞きしたいと思います。

○経済環境部長（中村治幸君）

この3名の方のうち、お一人の方は果樹の方でございまして、この方につきましてはナシの栽培ということで、そちらの方にお勤めで、独立して自分で果樹園を行うということでございまして、そのほか、あと2名の方につきましては露地野菜ということで、経営の方をこれから行うということで、この辺につきましては、どういう経緯で新規就農を行うのかということにつきましては、ちょっと私の方は現在把握してございません。

○小山栄治君

それでは、この3名の方ももともとは八街の人だということで理解してよろしいですか。ほかから八街に来て就農するというふうなことではないのでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

この方につきましては、もともと八街にお住まいの方でございます。

○小山栄治君

ありがとうございます。

次に、検討会の設置についてですけども、これはいつ頃設置する予定なのか、お伺いしたいと思います。

○経済環境部長（中村治幸君）

これにつきましても、検討委員会の設置にあたりまして設置条例を作らなければいけない

ということで、現在、12月議会に設置の条例を上程する予定で進めておるところでございます。

○小山栄治君

12月ということですが、検討会のメンバーなんですが、それはまだ考えていないのかどうかはわかりませんが、検討会のメンバーはどういう人が検討会に入り、何名ぐらいで組織するのか、お伺いしたいと思います。

○経済環境部長（中村治幸君）

この検討会につきましては、農業関係ということで、農業委員さん、あるいは、JA関係、それから、県の農業事務所関係、それから、指導農業士、あるいは、農家組合連合会の関係ということで、約10名ぐらいの組織を検討しております。この組織、検討会につきましては、おおむね3割以上を女性に方が占めることというふうな定めがございますので、3名以上の女性の方にお願いますという予定でございます。

○小山栄治君

10名ぐらいの組織で検討会を作るということで、3割女性を入れていただけるということで、農業者等の3割は女性を入れてくださいというような国のことがありますので、ぜひお願いをしたいと思いますけれども、検討会メンバーの中には、大規模個別経営者や法人経営者や集落経営の代表者等も入れなさいとなっておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

この辺のメンバーにつきましては、今後十分検討したいというふうに考えております。

○小山栄治君

10人じゃなくて、もう少し増えてもいいのかなと私は思いますけれども、検討会が早くできて、検討会ができなければ給付金の方ができませんので、12月ということですが、できるだけ早い時期に準備をしていただきたいと思います。

それから、青年就農給付金を希望している人は、検討会が12月というようなことですが、この7名の人はいつ頃給付を受けられる予定なのか、お伺いたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

これも、12月に検討会の条例を作りまして、2月ぐらいにはこの検討会の中で決定をさせていきたいというふうに現在考えておるところです。

○小山栄治君

できるだけ早目に、青年就農給付金を希望している人には給付できるような体制をとっていただきたいと思います。

続きまして、親元就農に対してですが、親元就農ですと、いろいろな条件があってもらいつらいというようなことで、私は7月に、たまたま農林水産省の局長さんとちょっと話をする機会がありまして、その席で、親元就農に対して就農金が出ていないというのは片手落ちだったというようなお話をいただきました。それで、ぜひ全国からそういう要望を出していただくとありがたいというような話もありましたので、ぜひ八街市からも親元就農

に対する就農給付金が出るように国に要望をしていただきたいと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

親元就農で給付金の対象外というか、給付を受けないという中で、一番大きな問題は、やはり農地の問題でございました。これにつきましては、親族の方からの借り受けはだめ、第三者からの農地の借り受け、あるいは、所有権を移転しなければならないというところが大きなネックになっておったということで、これは、八街市だけではなく、全国的にそのようなことが言われて、問題視されておりました。これにつきましては、先ほど市長の答弁にもありましたように、現在、国の方でこれを緩和するような方向で動いておるということで、この親元就農の問題点の1つは解決されそうであるということで私どもも考えております。

そのほかの要件につきましては、やはりさまざまありますが、これは以前の農業者年金等の受給のときもそうですが、経営に関しては親元就農であっても、親との分離は必ず必要であると。例えば、預貯金あるいは資材等の購入に関しては経営者の名義にするということについては、当然必要であろうというふうな形で考えております。

あと1点私の方で考えておるのは、これにつきましては所得制限が設けられておるということで、給付を受けて年間250万円以上の所得になるとこの給付金は受けられないということで、この辺はいかがなものかと。国として150万円の青年就農給付金を出して、逆に言えば、1千万円をもうけてくださいよというのが、私は本来の筋ではないかというようなことで考えておりますので、この点につきましては、機会を捉えて市長会等の方に、市長の方から要望を出していただきたいと思いますというふうに考えておるところでございます。

○小山栄治君

ありがとうございます。八街市においても人・農地プランをできるだけ早く作成していただいて、青年就農給付金が受けられるようにお願いしたいと思います。

それから、もう1点ですけれども、準備型の青年就農給付金、これは八街においては何人ぐらいいるのか、お聞きしたいと思います。

○経済環境部長（中村治幸君）

現在、私どもの方が把握しているのは、お一方いらっしゃいます。

○小山栄治君

その1人の人ということですが、その人はどのくらいの年齢の人で、どのようなところに研修に今行っているのか、これから行くのかはわかりませんが、その辺についてお聞きしたいと思います。

○経済環境部長（中村治幸君）

年齢につきましては定かではないのですが、20代であるということで、2カ月ぐらい前に親元の方で研修ということで行っておるというふうな形で聞いております。

○小山栄治君

親元ですか。これは親元だとまずいんじゃないんですか。その辺はいいです。多分ほかの

ところで研修すると思います。ありがとうございました。

続きまして、本市の活性化について質問をさせていただきます。

先ほど、ピーちゃん・ナッチャン、年頃で25歳、そろそろ結婚をさせてはいかがかということですが、検討していただくというようなご答弁をいただきましたので、ぜひ結婚して、また、双子の子どもができてというようなストーリーができれば一番ありがたいと思います。ぜひ実現するようになっていただけたらありがたいなと思います。

ピーちゃん・ナッチャンの質問ですが、ピーちゃん・ナッチャンの今までの経済効果はどのくらいあったと考えているのか、教えていただきたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

これにつきましては、数字であらわすということは大変難しいものでございますけれども、先ほど市長から答弁を差し上げたとおり、ゆるキャラの先駆けということで、長い間本市のPR、あるいは、本市の特産物のPRをしていただいているということもございます。かなりの効果はあるものというふうに思っております。

○小山栄治君

ピーちゃん・ナッチャンのシールを商品に貼るだけでも、かなり売れ行きが違うのかなとも思っておりますけれども、落花生などにもピーちゃん・ナッチャンのシールを付けたらどうかというような話も夏まつりのときにありましたが、新しい商品にそういうピーちゃん・ナッチャンを付けたらどうか、また、新しいグッズを商品化したらどうか、そういう動きというものはあるのかどうか、わかりましたらお願いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

私の方では具体的に話は聞いておらないところでございますけれども、ピーちゃん・ナッチャンのデザイン等の使用に関することにつきましては、本年4月に要綱を定めております。市長答弁で差し上げたとおりでございますけれども、その中で、基本的には使用料をいただくということになっておりますが、使用料の免除ということで、市のPRに寄与、市内事業者及び市民が八街産品のPR、または、販売の目的で使用する場合には無料とする、免除するということがございます。そういったこともございますので、どしどし市民の方や民間事業者の方にもグッズの開発であるとかいろいろなアイデアを出していただいて、積極的に活用していただくということを期待しているところでございます。

○小山栄治君

ありがとうございます。八街にどんどん新しいグッズを、例えば、ピーちゃん・ナッチャンのストラップができたとか、文房具にピーちゃん・ナッチャンのシールのようなものがあつたり、いろいろな新しいものにピーちゃん・ナッチャンを利用すると売れるのではないかなと思いますが、私が鳥取に行ったときに、鬼太郎空港には鬼太郎だらけなんですね。そこらじゅうへ行って鬼太郎だらけで、何か買うにもみんな鬼太郎になってしまうんですけども、八街でもそういういろいろなものにピーちゃん・ナッチャンを付けたら、また、新しい商品を考えれば、また八街の活性化にもなると思いますので、各商店、またはいろいろなど

ころでそういうものを考えていただいて、商品化を図ればいいなと思っております。

次に、成田空港パスポートなんですけども、市長のご努力で本市でもN. P A S Sが受けられるようになったということで、大変感謝を申し上げます。ありがとうございます。N. P A S Sの申請ですけども、現在、3カ所で申請ができるようになっておりますが、できたら八街市でも申請ができるようになれば非常に便利なのかなと思いますけども、その点についてお伺いしたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

この交付につきましては、ただいま議員さんの方からありましたように、現在は成田空港内のビル、そのほか3カ所ということで、計4カ所に本人が行って申請ということになっておりますけども、今回、八街での交付にあたりましては、交通の便等もございますので、私ども市役所内での申請受付、これを予定しておるところでございます。当初はそのような形で受け付けをして、その後の取り扱いにつきましては今後の協議ということで考えております。

○小山栄治君

N. P A S Sは、小・中学生においては、教育委員会の方から各学校に配付するというようになっているんですけども、八街においても同じようなことでよろしいのでしょうか。お聞きいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

このN. P A S Sでございますけれども、現在、いわゆる子ども向けと大人向けということで、子ども向けは小・中学生、それから、大人が15歳以上ということになっておりますが、この件につきまして、成田国際空港株式会社の方からは、私どもについては小・中学生を除く15歳以上の方を対象にしたいということで、お話があったところでございます。

○小山栄治君

小・中学生は除くということですか。わかりました。それでは、八街においては、小・中学生には配付をしないということですね。わかりました。ほかの14市町は、小・中学生向けパスポートは全て発行していると思っておりますけれども、これは、八街だけ小・中学生向けパスポートを出していただけないというのはどういうことでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

特に詳細までは伺っておりませんが、大人の方が持っていれば、同行して行く小・中学生にもメリットがあるというようなことはお聞きしております。

○小山栄治君

わかりました。大人が持っていれば、子どもが一緒に行った場合には一緒に使えますので、特に問題はないと思っておりますけども、今までの空港パスポートはそういうような小学生向けというものがあつたので、ちょっとお聞きいたしました。

それから、成田空港活用協議会、これが138の企業・団体・市町村で7月31日に設立されましたけども、これは経済活性化を図るためにというようなことですが、まだ会合は設

立されて何回もやっていないのかとも思いますけども、これはどのようなことが行われるのか、お聞きしたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

この成田空港活用協議会でございますけれども、これにつきましては、一言で言いますと、成田空港を核に県内経済の活性化に取り組むということで、年間発着枠30万回化によって高まる成田国際空港のポテンシャルを観光促進、ビジネスチャンス創出などにつなげ、成田効果の全県波及を目指すというものでございまして、ご承知のとおり、本年7月31日に設立総会が行われました。この時点では、37の市町村を含む138団体の参加ということでございますが、現在といいますか、9月2日現在では147団体に増えておるようでございます。

それで、この活用協議会の取り組みでございますけれども、事業内容としましては、国内線利用者の観光圏内環境の推進、印旛運動圏内観光の推進、外国から来られる方々の観光の促進ということであるとか、成田空港発の県内企業ビジネスの創出、あるいは、成田ファンの拡大、あるいは、成田空港の利便性向上に資する事業と、こういったものを行っていくということで、私どももこれに参加をすることによりまして、いろいろな情報が得られるというようなこともございますし、空港内で行われるイベント等を通じて、私どもの特産品などを発信・PRできるのではないかとというふうに思っております。

○小山栄治君

ありがとうございます。空港を中心としたいろいろな活性化、八街市でもぜひ八街の活性化のために役立てばいいのかなと思います。

今回、私は、安心して住めるまちづくり、農業問題、それから、活性化についてご質問させていただきました。ぜひ八街が安心して住めるまちづくりだとか活性化になるように、これからもご努力をいただきたいと思います。これで終わります。

○経済環境部長（中村治幸君）

1点訂正させていただきたいと思います。先ほどの準備型の給付金の件でございますが、私の方、2カ月前に親元で研修というふうに申し上げましたが、2カ月前に親元の方に戻りまして、県が定めた、認めた研修施設で研修を始めたというふうなことでございます。訂正させていただきます。

○建設部長（糸久博之君）

もう1点訂正をお願いしたいと思います。先ほど、けやきの森で6本の精密検査を実施したということでございますが、5本の誤りでございました。

○議長（中田眞司君）

以上で誠和会、小山栄治議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで昼食のためしばらく休憩します。

午後は1時10分から再開します。

(休憩 午前11時48分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（中田眞司君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、誠和会、小菅耕二議員の個人質問を許します。

○小菅耕二君

誠和会の小菅耕二です。会派のご配慮で、今回質問に立たせていただいておりますことに感謝申し上げますとともに、議長をはじめ議員各位には、議員活動等にご指導いただき、感謝申し上げます。また、北村市長をはじめ市当局の皆様には、市政運営へのご尽力に感謝と敬意を表します。

それでは、通告に従い順次質問いたしますので、具体的、明確なるご答弁をお願い申し上げます。

それでは、質問の第1番目は、清潔で健康な暮らしができる生活環境づくりをお尋ねいたします。

今日のまちづくりでは、緊急車両の入れない狭隘な道路があることや、防災拠点の整備機能も十分でないことから、安全な道路の整備や災害対策が急がれるところでありますとともに、加えて、巧妙化する犯罪や新型インフルエンザなどの感染症への危機管理対策など、市民の安全・安心が十分確保できる質の高いまちづくりが必要なところであります。

一方、市民のライフラインの最も重要な1つとして、上水道の確保があります。普及率の向上はもとより、市民の節水意識を高めるとともに、震災時の緊急時も想定し、老朽化した浄水場や配水管の整備と改修により、安全な水の安定的な供給の継続的な確保が不可欠なことと考えるところであります。また、下水道は、公共衛生の向上、浸水の防除等による井戸水などの水質保全を図る上からも、重要な役割を果たしているところであります。

そこで、質問の第1は、安全・安心で安定した上水道供給体制はどのような計画で進められているのか、お伺いいたします。

次に、質問の第2は、汚水衛生処理の実態はどうか。また、処理率の向上をどのような計画のもとで進めているのか、あわせてお伺いいたします。

次に、質問の第2番目は、健康で幸せに暮らせるまちづくりをお尋ねいたします。

市民の安全で安心な暮らしを脅かす不安は、震災をはじめとする自然災害や巧妙化する犯罪に対するものにとどまらず多様化していることは、先ほどもお話ししたところであります。近年は、食品の相次ぐ偽装表示や有害物質の混入などの食の安全に対する不信感も広がっております。このような時代背景を踏まえて、市民各位は自らの生命や財産を守るため、安心・安全への関心や取り組みに大きな関心を寄せております。そのような中で、足もとの問題、日常的に利用する生活道路の安全性を計画的に確保していただけるよう、市民の多くが切実に望んでおります。高齢者や障がい者に優しい歩道のバリアフリー化を目指した道路の改修や狭隘な道路の拡幅整備も、あわせてその充実、整備を望んでおります。元気に暮らし

ていけるよう健康増進に取り組んでおられる高齢者をはじめとする市民各層の人たちの自発的な取り組みを支援する優しいまちづくりの1つとして、ふれあいバスの運行がなされております。経路や便数の充実とともに、バスを待つ快適な環境、日よけや椅子などの整備を望む多くの声をお聞きしております。

そこで、質問の第1は、自立に励む高齢者に貢献する「ふれあいバス」の利用現状と寄せられている課題や改善要望はどうか、お伺いいたします。

次に、質問の第3番目は、生涯を通じて豊かな人生が送れるまちづくりをお尋ねいたします。

本市の人口数推移と同じように、我が国の総人口も、平成17年度から戦後初めて前年を下回り、今後も減少傾向が進むと予想されております。特に、高齢化の急速な進展による社会構造の大きな転換は、労働力の減少による経済活動の停滞や、年金、医療などの社会保障システムの崩壊などにつながってくるため、その改革が急がれているとともに、子育てしやすい社会環境作りや、育児、介護などのライフサイクルに応じた多様な雇用、労働の支援、高齢者の社会参加の促進など、多様な取り組みが望まれ、急がれております。

その一方で、生活水準の向上や自由時間の増大などによって、自分のあり方というか、自分の個性や生き方、家族との生活などを重視する傾向が強まっており、仕事に対する考え方や生活スタイルがますます多様化しているところであります。このような中で、地域や職場などの従来からあるつながりに加えて、一人ひとりの興味や関心で結ばれた多様なネットワークが増えてきており、その活動が近年活発になってきております。このような時代背景を踏まえて、市当局におかれましても、市民の多様なニーズへの対応とともに、その主体的な活動と協働したまちづくりの積極的な取り組みをお願いするところであります。

そこで、質問の第1は、生きがいを感じる活動や趣味に取り組む市民の実態はどうか、お伺いいたします。

次に、質問の第2は、生涯スポーツの普及にどのような計画を持って進めているのか、お伺いいたします。

以上で1回目の質問を終了いたします。明快な答弁をお願いいたします。

○市長（北村新司君）

初めに、質問事項1、清潔で健康な暮らしができる生活環境作りについて、答弁いたします。

(1) ですが、水道事業者は安心・安全な浄水を安定的に供給しなければなりません。そのためには、水質の管理や施設の適切な維持管理を行うとともに、健全な事業経営を図ること重要であると考えております。

まず、水質の管理ですが、水道法に定められた水質基準に基づく水質検査を定期的に実施し、安全な水質の確保に努めております。

次に、施設の適正な維持管理ですが、現在、配水場の施設につきましては、安定した送水を行うため、運転管理の業務を民間へ委託し、職員との連携を図りながら維持管理に努めて

おり、あわせて、施設の維持管理をする職員の技術の向上や継承が必要であることから、運転管理受託者とのパートナーシップの強化や研修会などへ職員の積極的な参加を図っているところでもあります。

また、配水管や給水管などの施設につきましては、安全性や経済性を考慮した更新計画に基づき、施設の更新工事を進めております。

このような中、自然災害などが発生した場合には、八街市地域防災計画を上位計画とし、八街市水道課危機管理マニュアルに基づき対応を図ってまいります。

次に、健全な事業経営でございますが、水道事業は独立採算制の公営企業であることから、コストの縮減や経営状況を勘案し、老朽化した施設の更新事業などの事業運営に努めております。しかしながら、近年の節水志向や節水型製品の普及などによる水道使用料の減量に伴う収入の伸び悩みなどから、平成24年度の決算を見ましても、事業経営は非常に厳しい状況であります。

このように、水道事業におきましては幾つかの課題がありますが、引き続き安心・安全な浄水を安定的に供給するという責務を果たすべく、健全な事業経営に努めてまいりたいと考えております。

次に、(2)ですが、本市における汚水処理方法につきましては、下水道計画区域は下水道への接続を、計画区域以外は浄化槽の設置を促進しているところでもあります。特に、浄化槽につきましては、し尿だけを処理する単独処理浄化槽と、し尿と台所や洗濯・風呂などの生活雑排水の両方を処理する合併処理浄化槽がありますが、未処理の生活雑排水は水路から川や沼、海に流れ、水質汚濁の要因ともなっております。このため、市では国や県の補助金を活用し、合併処理浄化槽への転換を促進しているところでもあります。また、浄化槽は正しく設置し、維持管理することが大変重要であることから、浄化槽法では、浄化槽を管理する方に対して、県知事が指定する機関による設置後の検査と、毎年1回の法定検査、年3回以上の保守点検、年1回以上の清掃を受けることが義務付けられております。なお、検査は、浄化槽の管理者から依頼により行われますが、法定検査を受けない場合には県から指導・勧告等を行う場合があります。

次に、質問事項2、健康で幸せに暮らせるまちづくりについて、答弁いたします。

まず、ふれあいバスの利用状況でございますが、平成17年度における利用者数14万7千639人がピークであり、以降、減少傾向が続いております。過去3カ年の利用者数の推移では、平成22年度が12万6千19人で、前年度比2千378人、1.9パーセントの減。平成23年度が11万4千405人で、1万1千614人、9.2パーセントの減。平成24年度が10万3千711人で、1万694人、9.3パーセントの減でありました。これらの減少の要因としましては、まず、児童・生徒数の減少が考えられます。市内小・中学校でも少子化の影響が出てきております。平成25年2月26日から3月4日まで行ったふれあいバスの乗降調査では、7日間の実施で、小・中学生の利用者数は267人でありました。また、高齢化が進展する中、かつて、高齢者ですと、自動車運転免許証のない方も比

較的多く、数年前まではバスを利用して移動する方が多かったように思われます。しかし、団塊の世代等、現在の高齢者となりますと、多くの方が免許証をお持ちで、本市のように地方都市になりますと、利便性の観点から自家用車で移動する傾向が多くなるものと思われま

す。
これまでのふれあいバスのダイヤ等の改正状況を申し上げますと、平成19年9月期の改正では、小学生の登下校時に対応したダイヤの調整や、1便あたりの運行距離、運行時間の短縮、新たに公共交通空白地域への乗り入れに配慮をしました。この改正のときには、中コース車両に児童が下校時に大勢乗ってきて、一般利用者が乗れないといった苦情等が寄せられておりました。また、以前のダイヤに戻すようにとの意見もございました。

平成23年9月期の改正では、ふれあいターミナル等での乗り継ぎを前提に、東コースと北コースを大幅に組み替え、従前の東コースをおおむね市街地循環型のまちコースとしました。その他のコースでも、乗り継ぎを前提としたダイヤやコースとしました。また、利用のない地域への乗り入れは廃止しております。この改正のときには、バスの乗り継ぎが不便である。あわせて、駅、市役所、病院には、1回の乗車で乗り継ぎをすることなく行けるようにしてほしいといった意見が多く寄せられました。

これらの意見を踏まえまして、平成24年12月期にダイヤ等の改正を行い、現在の運行形態となっております。この改正のときには、市民からの意見は多くありませんでしたが、朝日区の児童が通学する際に、バスの時刻が早まったことから、学校に早く着いてしまうので困るといった意見が保護者の方から寄せられております。

なお、ふれあいバスの運賃設定でございますが、一般の方が200円、小・中学生が100円、障害者手帳提示の場合は無料となっております。また、回数券は12枚つづりで、200円券が2千円、100円券が1千円でありますので、かなりの割引となっております。また、当日に限り全てのコースに何回でも乗車できる1日自由乗車券もバス車内で販売しております。

ふれあいバス運行事業につきましては、年間費用だけで約4千700万円の赤字を抱えており、今後もふれあいバスを安定的に維持していくためには、利用者数を増やす方策の検討とともに、今後、公平かつ適正な料金体系、また、運行費用を抑制する方策等、運行形態等についても検討が必要と考えております。

○教育長（川島澄男君）

質問事項3、生涯を通じて豊かな人生が送れるまちづくりについて、答弁いたします。

(1) ですが、市民が生きがいのある充実した生活を送るために、教育委員会では、年齢層等を考慮した幅広い講座や教室を提供することで、多様化している市民の学習ニーズに応じた学習機会への提供に努めております。その中で、高齢者を対象とした高齢者学級では、豊かな高齢期を過ごすためのさまざまなテーマの学習のほか、健康維持のための体操などを取り入れております。また、生きがい短期大学でも、さまざまな学習のほか、スポーツプログラマーによる健康維持に関する実技運動や運動系のクラブ活動に入ること、健康な体作

りが図られております。さらに、老人福祉センターを拠点として活動しているシニアクラブでは、囲碁、将棋などのほかに、楽しみながら無理なく運動できるフォークダンスやフラダンスなども定期的に行われております。今後も、さまざまな活動を通して、生きがいづくりを提供できるように努めてまいりたいと思います。

次に、(2)ですが、生涯スポーツの振興につきましては、八街市教育施策において、市民の皆様の健康増進とスポーツ・レクリエーションの普及に努めるという重点施策を達成するための推進事項として位置付け、取り組んでおります。事業の実施に際しましては、八街市スポーツ推進員の皆様や体育協会をはじめとした社会体育団体及び八街市レクリエーション協会の皆様と協議しながら、計画的に進めております。具体的には、市民の皆様に定着しております市民ゴルフ大会、ピーナッツ駅伝大会、ロードレース大会などの各種大会や、市民の皆様が体力作り、健康作りに気軽に参加できるよう、市民ハイキングやスポーツ・レクリエーション祭を開催しております。このほか、スポーツの日常化を図るため、いつでもどこでも手軽にできる各種ニュースポーツ等の体験教室も実施し、市民の皆様のスポーツに取り組むきっかけ作りと、その普及に努めております。また、市体育協会に加盟している各専門部等の日頃の活動や、主催する大会の開催などに対して支援をしております。今後も関係団体等と協議しながら、生涯スポーツの普及、振興に取り組んでまいりたいと考えております。

○小菅耕二君

ご答弁ありがとうございます。

それでは、何点か再質問をさせていただきます。

安心・安全で安定した上水道供給体制についてですが、配水施設については、更新計画をもとに進めているとのことご答弁がありました。本市の供給管には石綿セメント管が使われていると聞いておりますが、この石綿セメント管の更新が急がれるところと思います。更新状況と見通しをお聞かせください。

○水道課長（金崎正人君）

では、石綿管の更新状況につきましてご説明いたします。

本市は昭和32年から水道が供給されております。その中で、昭和33年から昭和50年にかけて、セメントコンクリート管、これは強度を増すため石綿が入ったコンクリート管でございますが、それが主に設置されております。現在47.83キロ残っております。過去5年間、これは、平成20年から24年までの総トータルを言いますと、この5年間で約5.9キロの更新をしております。その工事費といたしましては、約4億円の工事費をかけております。先ほど言いましたように、残りが47キロございます。現在は、経営状況を勘案しながら、年間工事費といたしましては約1億円、延長といたしましては約1キロを目途に整備計画を立てて、整備を進めているところでございます。ですので、残りの47キロというような形になりますので、ある程度相当の期間がかかると。ただ、これも、経営状況を見た中で、今後早急に延長内容を延ばすような形には考えていきたいとは考えております。

以上です。

○小菅耕二君

更新されていない距離がまだ47キロもあるということで、それを直すのに相当の時間がかかるということですが、大変だなと思っております。

それで、47年間まだかかるわけですが、石綿セメント管といいますと、アスベストが入っていると思うんですが、その安全性は大丈夫なんでしょうか。お聞きします。

○水道課長（金崎正人君）

ご存じのように、石綿が入っているということで、これは当然、処理につきましては、産業廃棄物という形で処理をしていくという形で更新工事を進めております。石綿につきましては、現状のコンクリート管としての形状が維持されている分には問題がないと。ただ、これを、例えば切りますとか破碎したときに、粉じんとして上がったときの石綿が問題になるということですので、更新工事などで管の撤去を行う際には、防じんマスク等をしながらの工事施工ということで安全性を確保していくということで工事は進めております。

○小菅耕二君

市民への安心・安全な水の安定的な供給の継続的な確保のために、引き続き石綿セメント管からの更新を急いでやっていただくとともに、交換するときには十分粉じんなどの対策もとっていただけて進めていただきたいと思います。このように思います。

次ですが、汚水衛生処理の件ですが、先ほど市長から、下水道計画区域外では合併処理浄化槽への転換を促進しているとの答弁がありました。どのように促進しているのか、お聞きしたいと思います。

○経済環境部長（中村治幸君）

市では合併処理浄化槽の普及を現在図っております。これによりまして、現在、国と県の補助事業がございます。これを活用いたしまして、市で補助金を上乗せしまして、個人の合併浄化槽の設置者に支援をするということです。ちなみに、平成24年度では、新規分で15基、それから、単独処理浄化槽からの転換が13基、それから、汲み取り槽からの転換分が5基ということで、合計33基分に対しまして補助をいたしました。補助金の総額は、1千757万6千円の支出をしております。

○小菅耕二君

浄化槽を設置された後、保守点検管理が義務付けられているということですが、市の方では把握されているのか、お伺いします。

○経済環境部長（中村治幸君）

法定検査等につきましては、当然、設置者にこの義務が課せられております。市といたしましては、合併浄化槽の設置時に、法定検査等を年1回、それから、検査等を年間3回以上受けてくださいというようなお話をさせていただいております。それから、設置業者も、設置者に対し同じような指導をさせていただいております。

○小菅耕二君

平成24年度では33基の補助が行われたということです。市民からの要望があるようですので、引き続いて助成されることをお願いするとともに、水質保全の面からも、合併槽の保守点検の周知なども十分お願いいたします。

次は、ふれあいバスについてお伺いいたします。

ふれあいバスの運行については、市当局や市民の方々との協議を重ねながら、現在の形が作られてきました。さらにより効率的、かつ、限られた予算の中での最大限のサービス提供がなされるよう、市民要望を取り入れながら改善が図られているようでございます。高齢者の買い物の足としても、その利便性向上のためにも、5コースありますけども、スーパーマーケットなどに立ち寄るために、入口付近での停留所を設けるとか、求められれば駐車場内に乗り入れるというようなことができないか、お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

スーパーマーケット等の近くに停留所をとということでございますけれども、現在、ふれあいバスの運行ルートにあるスーパーマーケットなどの大型店の近くには、基本的にはバス停を設置するように配慮はしております。例えば、文違にありますイオン八街店付近ですけれども、北コース、それから、まちコースのバス停ということで、文違という停留所がございます。しかしながら、バス運行ルート上、スーパーマーケットが全てバスの運行ルート上にあるとは限りませんので、そういった場合には、バス停がございませんので、こういったところでお問い合わせがあった場合には、最寄りのバス停、これをご案内しているというところがございます。できるだけそういったところに近いところにあった方がいいということではございますけども、この辺は、現在、私の方で地域公共交通協議会、これを設置して開催しております。会議を開いておりますので、その中での検討事項ということになると思っております。今回のコース、あるいは、時刻の見直しの中での検討事項になろうかというふうに思います。

○小菅耕二君

ふれあいバスの運行には、事故や運行時間の制約などいろいろありますけども、足腰の弱くなられた高齢者の方々もふれあいバスを利用されますので、その利便性向上のために改善されることをお願いいたします。ご検討をお願いいたします。

続きまして、生涯を通じて豊かな人生が送れるまちづくりについてですが、市民が生きがいのある充実した生活を送るため、さまざまな講座や教室を開催されておりますが、生きがい短期大学では、受講者の数や、どんな授業を学んでおられるのか、具体的にお伺いいたします。

○教育次長（長谷川淳一君）

生きがい短期大学のカリキュラムですか。それから、参加者数についてでございますけども、平成23年、平成24年、それから、平成25年ともに、1年生、2年生ともにカリキュラムの数は17でございます。

それで、参加者数ですけれども、平成23年度は、1年生が定員35人のところを19人、

2年生が30人で、合計49人参加していただいております。それから、平成24年度は、1年生定員35人のところを15人、2年生が17人で、合計32人の方が参加をされております。それから、平成25年度につきましては、1年生定員25人のところを17人、それから、2年生が15人、合計32人の参加をいただいております。その中で、プログラムといたしましては、健康に関する問題です。それから、高齢者と法律に関する学習のテーマ。それから、八街知っていますかというようなテーマで、17のカリキュラムを開催しているというところでございます。

○小菅耕二君

続きまして、生涯スポーツについてお伺いいたします。

生涯スポーツとは、その生涯を通じて、健康の保持、増進やレクリエーションを目的に、誰もがいつでもどこでも気軽に参加できるスポーツをいいます。幼児期から生きがいを求める高齢者まで、幅広い年代層を対象として、競技スポーツよりも運動強度が低いのが特徴で、既存のスポーツに加えて、体力に過剰な負荷をかけることなく気軽に行えるさまざまなニュースポーツが考えられています。

市では、昨年度、ノルディックウォークというニュースポーツの教室を開催されました。その状況と、また、今後どのようにしていかれるのか、お伺いいたします。

○教育次長（長谷川淳一君）

ノルディックウォークでございますけれども、スポーツ推進員の方が中心となりまして開催しているものでございまして、平成23年度には9回講習会を開催しております。それから、平成24年度は2回、これは、用草の農免道路にあります桜並木を見ながらノルディックウォークで歩いていこうというものでございまして、これは2回開催しております。今後でございますけれども、こういった桜を見ながらとか、そういうテーマを持ったノルディックウォークの開催を検討していきたいというふうに考えております。

○小菅耕二君

市では、ノルディックウォークのようなニュースポーツも取り入れていただき、生涯スポーツの振興に努められておるようです。私は、誰でもご存じの国民的な体操のラジオ体操なども日常的に行えるような環境作りなどもあわせて市で企画していただきながら、生涯を通じて豊かな人生を送れるまちづくりの推進を願ひまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中田眞司君）

以上で誠和会、小菅耕二議員の個人質問を終了します。

次に、公明党、新宅雅子議員の個人質問を許します。

○新宅雅子君

公明党の新宅雅子でございます。私は、1、市内交通の利便性について、2、健康推進事業について、3、まちづくりについての3点をご質問いたします。

それでは、通告に従い、質問事項1、市内交通の利便性について伺います。

八街・都賀間の路線バスが来年早々廃止されると聞きました。どれほどの人が利用していたかは別として、また市内から1つ公共交通が撤退することになります。市内ではふれあいバスが5路線運行され、大変市民の皆様から喜ばれておりますが、自転車にも乗れなくなった人、高齢化が進みバス停まで歩くのが難しい人、ふれあいバスの路線から外れている人、そういう人々から、家のそばまでバスを通してほしいとの声をたくさん聞いております。

私たち公明党は、この公共交通の問題を解決したく、デマンド交通の提案を何回もしてまいりました。最初は、4年前の平成21年5月に、デマンド交通を導入している酒々井町、茨城県神栖市と古河市に視察に行つてまいりました。その結果、翌月、平成21年の6月議会でご報告し、日常生活の利便性向上のため、ドア・ツウ・ドアのデマンド交通をぜひ八街市で取り入れていただきたいとご提案いたしました。これは市議会でもデマンド交通の提案をした最初であると認識しております。また、公明党では、平成21年6月議会の後、1年後の平成22年6月、そして、半年後、平成23年3月、平成23年9月、1年後の平成24年12月と、平成21年6月以来、1年に1回の割合でデマンド交通要望の質問を5回してまいりました。ふれあいバス検討協議会でも、デマンド交通導入に対する質問、意見等を言わせていただいております。

八街市は、ご存じのように、昨年12月、高齢化率が20パーセントを超えました。総人口が徐々に減っているにもかかわらず世帯の減が比較的少ないということは、独居が増加していると考えます。外出の足の確保が難しい高齢者を含めた交通弱者の外出の環境整備と、地域間コミュニティの形成や日常生活の利便性の向上のため、ぜひデマンド交通の調査・研究、導入を強く強く要望いたします。

次に、要旨②、その際、ふれあいバス現行5路線の縮小も視野に入れて検討が必要と考えています。あり余る予算の中、ふれあいバスプラスデマンド交通という時代ならともかく、今は限られた財源の中で市民サービスの枠を広げなければなりません。その点のお考えはいかがか、お聞きいたします。

質問事項2、健康推進事業について伺います。

要旨（1）街の健康相談室について。

予防医療の立場から、市役所等で行うだけではなく、街に出て相談を受けるということは、多くの人の話を直接聞け、また、相談者の方は相談もしやすく、誠によいことと思います。

そこで質問いたします。

①「街の健康相談室」を始めた理由は何でしょうか。

②平成23年から始まったと認識しておりますが、参加者の推移はいかがでしょうか。

③検診は行うのでしょうか。問題の見つかった検診者のその後は追うのでしょうか。お聞きいたします。

次に、要旨（2）ピロリ菌について伺います。

ピロリ菌については、6月議会、つい前の議会で公明党の川上議員が質問したばかりですが、極めて大事な問題ですので、再度ご質問をさせていただきます。

ピロリ菌は、1982年、今から31年前に発見された胃の病原菌です。正式名称はヘリコバクター・ピロリ菌といいます。発見されてまだ若い菌ですが、研究が進み、慢性胃炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍などの病原菌であることがわかってきました。慢性胃炎が続くと、胃癌のリスクが高くなります。日本は先進国の中でも特に胃癌の発症率が高く、年間約5万人が亡くなっているそうです。胃癌患者の約98パーセントにピロリ菌の保持者がいるという報告もあります。激しい痛みを伴う急性胃炎は、暴飲・暴食やストレスなど、はっきりした原因が考えられますが、ピロリ菌に感染した場合は自覚症状がほとんどなく、数十年という長い時間をかけて進行するそうです。国内におけるピロリ菌感染者は3千500万人と言われていて、これは、日本の人口比にすると約25パーセント、4人に1人がピロリ菌保持者、さらに、ピロリ菌保持者3千500万人の約80パーセントが50歳以上だそうです。原因は、幼少期に上下水道の整備が十分でなく、ピロリ菌に汚染された飲み水から感染したと考えられているそうです。血液検査は大体3千円から4千円前後でできます。また、今年の2月からピロリ菌の除菌治療に保険が適用されました。約1週間の投薬治療でほとんど除菌できるそうです。ピロリ菌除菌でがんを予防するため、ピロリ菌検査を検診に加えていただくよう強く希望いたします。

次に、質問事項3、まちづくりについてご質問いたします。

ちょっと遠いんですけども、これは8月20日の新聞です。鎌ヶ谷市が「揺れにくいまち」ということでロゴマークを決定いたしました。このロゴマークは千葉市の方がつくったそうですが、「揺れにくいまち」ということで、鎌ヶ谷市はこのロゴマークを決定したと新聞に出ておりました。市内は地震で比較的揺れにくい、鎌ヶ谷市は。そして、市への転入者増に向けたシティセールスに使っていくそうです。

そこで、八街市もいつも地盤が強いということを知っています。川もなく海もなく津波もないという八街市も、どうか地盤の強い街という広報活動を行い、転入者や公共の施設誘致に積極的な取り組みができないか、伺います。

以上で第1回目の質問を終わります。ご答弁をよろしく願いいたします。

○議長（中田眞司君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 1時54分)

(再開 午後 2時05分)

○議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（北村新司君）

初めに、質問事項1、市内交通の利便性について答弁いたします。

(1) ①、②につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

本市では現在、八街市地域公共交通協議会を設置し、路線バス、本市ではふれあいバスと

称しておりますいわゆるコミュニティバス、または、デマンド交通も含めて、本市の実情に合った公共交通総合連携計画の策定に向け、委員の皆様と協議をお願いしているところであり、昨年度は4回の会議を開催し、今年度は既に第1回目の会議を開催しております。

デマンド交通においては、サービス区域内の自宅やその付近から、サービス区域内の目的地やその付近まで利用することができる。利用時間が多少前後するが、基本的に予約した時間に利用できるといった長所があり、短所としては、事前予約が必要。到着時間や目的地までの所要時間が予約の状況に左右される。コミュニティバスに比べ利用者負担が割高になるケースが多い。運行時間が午前8時台から午後5時台までが多い。サービス区域が制限されるので、サービス区域外では決められた場所までしか行かない。それ以外の場所に行きたい場合は乗り継ぎが必要。車両数や座席数が少ない場合、希望する事前予約ができない場合がある。一般のタクシーと異なり、見知らぬ人との相乗りとなる。自宅が他人に知られてしまうなどが挙げられます。仮に、デマンド交通を導入する場合、多くの自治体がデマンド交通の運行管理システムを導入しております。予約管理や配車・運行ルートなどを管理するものでありますが、東大オンデマンド交通システムのコンビニクルが有名であります。システムの初期導入時には、システム導入に係る調査業務やパソコン等ハードを含めたシステム導入経費がかかり、定期的な維持管理費などのランニングコストもかかってきます。また、オペレーターの雇用に係る人件費もかかってきます。自治体によっては、財政的な面から、システムを導入しないで、オペレーターのみによる予約運行管理を行っている自治体もあると伺っております。また、今年度、国の調査業務に係る補助金を受け、協議会主体により、10日間と短期間となりますが、11月中旬頃を目安に、試験的にデマンド交通を運行する予定であります。地域の方にタクシー車両によるデマンド交通を体験していただこうと考えております。これらのテスト運行などを踏まえ、地域の方の意見を伺いながら、デマンド交通を含め、本市に合った交通手段を検討するとともに、システムの導入等、採算面における導入の可能性について、協議会の意見を踏まえた上で判断してまいりたいと考えております。

なお、現在、本市ではふれあいバスを5コース運行しておりますが、デマンド交通の運行となりますと、ふれあいバス1コース分程度の経費がかかりますので、デマンド交通の導入とふれあいバスの縮小は同時に検討すべき事項と捉えており、協議会の中でも一連のものとして検討いただきたいと考えております。

次に、質問事項2、健康推進事業について答弁いたします。

(1) ①、②、③につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

街の健康相談室につきましては、地区に出向き、市民の方が自らの食生活を振り返り、健康に及ぼす影響に気付き、健康作りのための食生活を見直すきっかけを作ることを目的に、平成21年度から市内のスーパーマーケット等を会場とし、実施しております。また、平成22年度からは、骨粗鬆症予防にも重点を置き、骨密度測定も実施しております。この健康相談室の参加者の推移でございますが、平成21年度は2カ所で実施し、参加者は29人。平成22年度は3カ所で実施し、参加者は185人。平成23年度は3カ所で実施し、参加

者は350人。平成24年度は3カ所で実施し、参加者は333人。本年度は3カ所で実施し、参加者は113人となっております。健康相談室の内容につきましては、血圧や骨密度測定等の結果に基づき、栄養士や保健師等が食生活や健康に関する相談を受けており、数値によっては医療機関への受診を勧めております。市民の健康増進を図るため、今後も地区に出向き実施してまいりたいと考えております。

次に、(2)①ですが、本市では、胃がんの早期発見のために、胃部エックス線バリウム検査による胃がん検診を実施しております。ご質問のピロリ菌につきましては、どのように感染するのかが十分に解明されていないようですが、大部分が口から感染すると考えられており、衛生環境と関連していることが報告されております。ピロリ菌に感染しますと、十二指腸潰瘍や胃潰瘍の原因となることが確認されており、また、胃がんとの関連性も指摘されております。市で行っている胃部エックス線バリウム検査による胃がん検診は、胃がんのほか、胃潰瘍やポリープ等の病気の発見にもつながっておりますので、引き続き実施してまいりたいと考えております。なお、ピロリ菌の検査につきましては、引き続き実施している市町村の情報を収集し、実施方法や費用等について調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、質問事項の3、まちづくりについて答弁いたします。

さきの東日本大震災において、本市は、県内他団体と比べますと、被害の少なかった地域と言えます。千葉県が作成しました「ゆれやすさマップ」では、本市は比較的揺れにくい地域とされています。しかし、このマップにおいては、千葉県南部に揺れにくい地域が集中しているようにつながります。鎌ヶ谷市が先日、「ゆれにくいまち鎌ヶ谷」としてロゴマークを発表しましたが、その根拠は、県の「ゆれやすさマップ」を参考にしたようでございます。また、鎌ヶ谷市と本市を比較しますと、本市の方が地図上では揺れにくい地域が多いように思われます。本市は、さきの東日本大震災においても、幸いにも被害が少なかった結果となりましたが、昭和62年の千葉県東方沖地震では、震源地が近かったこともあり、瓦の落下等、相当数の被害がございましたことも事実でございます。このように、自然災害は単純にデータだけでは読み取れない場合になることもございます。しかしながら、さきの東日本大震災においては被害が少なかったことは事実でありますので、機会を活かし、地盤が安定しており、災害も少ない街、八街を積極的にPRしてまいりたいと考えております。

○新宅雅子君

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、平成21年6月に、初めて公明党としてデマンド交通のご質問をしました。それから、執行部の皆様におかれましてはいろいろ調査・研究をしていただきまして、試行にまで至ることができました。本当にありがとうございます。これは、市民を代表いたしましてといたしますか、デマンドを本当に心から望んでいる人たちがたくさんおりますので、またさらにさらによりしくお願いしたいと思います。

それでは、再質問ですが、今年の7月29日に、私たち公明党は新潟県の三条市に行って

まいりました。三条市もデマンド交通を試行しております。試行というか、デマンド交通を動かして、実際にやっております。どのような経過があったかといいますと、いろんな市町村はそれぞれの問題を抱えていますので、1つだけとか、本当にいろんな問題、その市町村によって違うのだけれども、デマンドを選択していこうということで、三条市もデマンドをやっております。どういうことかといいますと、三条市というところは合併を幾つかいたしまして、広さが432キロ平方メートルです。八街市は74ですから、約6倍の広さがあります。もう比較にならないぐらい広いところで、その中でどうしても交通空白地域というものができてしまうので、デマンド交通が必要だということで、いろいろ検討を重ねてやったようです。

ただ、1年間試運転といいますか、1年間で何コースか、広いですから、432キロ平方メートルありますから、1年間かけて何コースかを動かしながら、いろんな問題点を洗い出して、例えば、病院に行く人は高齢者が一番多いんだとか、それから、乗り換えは大変なんだとか、いろいろな問題を洗い出して、1年間かけて本運転に至ったということだそうです。

八街市は、市長答弁の中で、10日間をかけて洗い出しをすると、試行運転は10日間とおっしゃっていましたが、10日間でいろんな問題点を洗い出すのはとても難しい。大変なことだと思いますが、その辺のところはいかがでしょうか。ご質問いたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

ご承知のとおり、今回、11月中旬予定で、デマンド交通のテスト運行ということで考えております。このことにつきましては、地域公共交通協議会において詳細を詰めていかなきゃならない部分もこれからございます。

今回の試験運行、テスト運行でございますけれども、まだ必ずしも、デマンド交通の導入、これをやりますよということを前提したものではありません。試験運行を行っていく中で、実施の可能性であるとか、需要の予測であるとか、利用者の特性、それから、移動目的などを調査して、試験運行を行った上で、利用者からの意見などを踏まえた上で、協議会の中で、有効性等を判断してもらい、こういったことを目的とするものでございます。

○新宅雅子君

確かに、本運行を前提としているものではないと思います。ただ、10日間で試験運行をして、これはどうだと言われても、なかなか難しい問題があると思います。いろんな結果を、これはこうですよ。八街市のデマンドの必要性はこうですよ。大体特性はこんなですよ。10日間で実際に結果というか、結論を出していくのは、なかなか難しいことではないかと私も思います。けれども、だからじゃあやらなくていいとかじゃなくて、それを踏まえた上でさらに努力をしていただいて、結果として本運行に結び付けていただきたいというのが本当の思いでございます。

もう1つ、来年早々、都賀行きの路線が廃止されるということをお聞きいたしました。バス路線の廃止ということは、交通空白地域というものができるといえることになると思います。どれだけの人が都賀路線を利用していたのかは、実際のところ、私は本当によくわかりませ

んが、そのバスの路線が1本なくなるということは、確実に利用していた方がいらしたということだと思えるので、やっぱりそこに空白地域が生まれてしまう。そうすると、ますますマイカーへの依存が高くなるんですね。交通の空白地域が多くなるということは、自分で自力で車を運転しなければいけないので、マイカーの依存度が高くなる。それは、運転できる人、それから、運転が好きな人とか、運転が全然問題ないという人には全然オーケーなんですけども、やはり、高齢者は交通事故への不安というものがいつもいつもつきまとってくる。目が悪くなってきた。それから、反射神経が鈍くなってきた。本当にそういう意味で、交通事故への不安というものはどんどん増してくると思います。そうすると、今度は家族送迎への負担というものが多くなります。どうしても家族に依存する。そこへ送って行ってほしい。病院へ行ってほしい。どこそこの駅へ行ってほしい。いろんなところに行ってほしい。そうすると、今は共働きの家族も多いですから、家族送迎の負担というのはだんだん大きくなっていくはずですよ。それをカバーするということは、やはり、地域の公共交通としては喫緊の課題だと私は思っております。そういうことを踏まえて、テスト運行をする地域はどこなのか。広さはどのくらいなのか。それから、周知の方法というのは、10日間やるということをお聞きしましたが、どのような方法で市民の皆様に知らせていくのか、それをお聞きしたいと思います。お願いします。

○総務部長（浅羽芳明君）

まず、テスト運行の区域の問題でございますけども、今、お話の中にあつたように、都賀線が廃止になるということもございますので、その辺の事情も踏まえて、公共交通の空白地帯に新たになるという事か、西部地域、ここはテスト運行の区域として十分考えられる地域だというふうに私どもでは思っています。最終的には、また協議会の方での決定をしていただくわけですが、西部の地域は1つの重要なテスト運行になり得る区域だなというふうに思っております。

それから、周知ということでございますけれども、当然、事前登録等の手続もございまして、区域が決まりましたら、地域の説明会等をいたしまして、十分な周知を図って、条件を整えた上でテスト運行をするということにしたいというふうに考えております。

○新宅雅子君

デマンドはバスですか。それともタクシーですか。どちらを予定していますでしょうか。それ1つ、お願いします。

○総務部長（浅羽芳明君）

今私どもが考えておりますのは、タクシー車両を2台ということで考えております。

○新宅雅子君

そうしますと、タクシー会社さんに連絡をして、予約というか、来ていただくというような形と考えていいのでしょうか。やっぱり予約をとるといふ。それは、地域公共交通検討協議会、そこでもう一度そういう細かいことは煮詰めていくのでしょうか。その辺をお願いします。

○総務部長（浅羽芳明君）

確かに、予約受け付けをどういう形でやるかということも含めまして、詳細につきましては、地域公共交通協議会の中で最終的な判断をしていただくということになります。これについては、私どもとしては、運行业者さんからアイデアといいますか、そういったものをいただきながら、その辺を煮詰めていきたいなというふうに思っております。

○新宅雅子君

運行业者さんというのはタクシー業者さんということになるかと思うんですが、タクシー業者さん2台で西部地域を中心に、もう一度地域公共交通検討協議会で煮詰めて、予約はどうするかとか、あと、金額的な面とかもどうするかとか、そういうことをもう一度協議会の中で詰めて、10月の終わりか11月ぐらいに10日間ぐらいテスト運行をするというふうに、今のところ、そこまでは決まっているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

今、議員さんがおっしゃるとおりでございます。

○新宅雅子君

そうしますと、実際、そこで本稼働をしていくということは、やはり地域公共交通協議会で決めるのでしょうか。それとも、地域の方もそこに入っていて、いろんな意見というのは、その中でお話しはできるのでしょうか。交通業者さんだけじゃなくて、地域の住民の代表といますか、そういう方も中には入っているんですか。

○総務部長（浅羽芳明君）

地域公共交通協議会でございますけれども、デマンド交通の導入等については、基本的には、この協議会の中で地域公共交通総合連携計画、これを策定いたしますので、この計画の中でどのように位置付けるかということにかかってくるのだというふうに思っております。そういった計画を作るための調査ということで、今回テスト運行をするということでご理解をいただきたいと思いますが、この連携計画の方ですか、協議会の方でいろいろと公共交通について、将来的なあり方について検討している中で、いろいろ地域からの意見を聞いた方がいいだろうということであるとか、先ほど来から出ておりますように、都賀線が廃止をされるといったことで状況が変わってきていることもございますので、本来であれば、当初の計画であれば平成24年中にこの計画を策定する予定であったのですが、1年先延ばしをして、平成25年度末、ここまでに策定をするということに方向性が変わっております。したがって、デマンド交通に関する方向性、これについてもまだ結論には至っていないというような状況でございます。

それから、この協議会のメンバーの中には、公共交通の利用者、または、市民の代表ということで、区長会であるとかシニアクラブであるとか身体障害者福祉会、あるいは、PTA連絡協議会、それから、公募の委員さん、これは2名でございますけれども、そういった方たちにも入っていただいておりますので、そういった方から広く意見は聞けるものだというふうに思っております。

○新宅雅子君

ありがとうございました。

あと、お聞きしたいのは、10日間という日にちですが、10日間というのがどういうことで、そういうふうに10日になっているのか、その辺がちょっとよく理解できませんので、お願いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

この辺はできれば長期間にわたってということもございしますが、これは、実は補助事業を活用してテスト運行をするということがございまして、補助事業の予算といいますか、補助額、その関係から、できる限りの範囲でということになって10日間ということになっております。

○新宅雅子君

国の補助事業ということでしたら、全額国からの補助で、市の持ち出しがないというふうに考えていいのでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

これは協議会の方に直接補助をされるというものでございまして、この事業に関しては、市の持ち出しはございません。

○新宅雅子君

本当に限られた財源の中で補助事業を見つけていただきまして、そして、テスト運行まですることができて、本当に感謝しております。どうか、この後、実際に運行まで至りますように、本当に強く強く要望いたしたいと思います。

あと、ふれあいバス、現行5路線ですが、これをそのまま残して、デマンドに移行というわけには、私はいかないと思っています。先ほどから、市長のご答弁の中でも、だんだんとふれあいバスの利用者が少なくなっていることを伺いました。平成17年14万7千630人、これがピークで、平成24年、去年は10万3千711人と、さっき市長がおっしゃってましたよね。ということは、4万4千人ぐらい、一番のピークの時より利用者が減っているということです。利用者が減っているということは、やっぱり、市の財政負担が年々、ふれあいバスに対する財政負担が増えているということです。4万人減っているのですから、その分、市で負担していなければいけないことになるわけですので、これは本当に、公共交通の検討協議会とか、または、ふれあいバスの検討協議会を、今はないかもしれませんが、何年か前にありましたよね。路線とかをいろいろ変えたので、多分散散になっていると思いますが、そういうものを立ち上げて、5路線はとても私は難しいと思いますので、勇気を持って1路線か2路線に減らして、その分デマンドにさせていただきたいと、私は要望いたします。何度もお答えできないかもしれませんが、お答えをお願いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

今おっしゃっていただいたように、理想を言えば、今の現行のふれあいバスの体制にプラスデマンド交通というのはあるのかもしれませんが、当然、デマンド交通をやるということになれば、新たな負担が生じると。同じ区域をふれあいバスとデマンド交通が走ると

ということになれば、ふれあいバスの運行も圧迫してしまうということで、非常に財政負担が増えるということがございます。したがって、議員さんがおっしゃるように、デマンド交通を導入するということがあれば、ふれあいバスの規模縮小であるとか廃止であるとか、そういったことはセットで考えざるを得ないというふうに思っております。

○新宅雅子君

ありがとうございました。

それでは、健康推進事業について伺います。

ピロリ菌について伺います。ピロリ菌は、6月に公明党の川上議員が質問をしたばかりでございしますが、ピロリ菌を除去するということが、胃がん、それから、胃の病気に大変有効な手段であるということがよく最近わかってまいりました。あと、私のお友達も、バリウムが苦手、飲めない、あの白いバリウム。どんなに頑張ってもだめ。だから胃の検査はできないという人がいます。あと、やっと飲んだとしても、発泡剤を飲んでくださいと言われると、あれを飲んだらだめ。もうゲブツと出てしまう。そうすると、係の人が、別に怒っているわけじゃないんだと思うんですよ。怒ってはいないんだと思うんですけども、ゲブツとしたらだめでしょうと、いけませんよと言われると、何かすごく怒られているような気がして、やっぱり胃の検査はだめだという人。それからあと、やっと飲んで、胃がこんなに膨れちゃっているところに、今度、レントゲンの台の上に乗ると、ぐるぐる回ってください。前と後ろ、前、後ろ、ぐるぐると。ぐるぐると回って、その後、頭が下になるから、しっかり押さえてくださいなんと言われて、持っていて、頭の方が下になっちゃったりとかして、もう本当に台は嫌だと。今度、バリウムを外に出すのに、下剤を飲んでもなかなか出ない。そういう胃のレントゲンの検査は本当に苦手という人が、お友達の中でもたくさんいます。できないという人がいます。かと思うと、あんなのは何でもないという人もやっぱりいるんですね。あんなもの、バリウムなんかはちつとも。おいしいよみたいな感じで言う人もいて、そういう人はいいんですけども、とにかく苦手の人のために、私はピロリ菌の検査をしていたきたいなと思っています。

それで、これは何回かいろんな方が聞いたり、また、先月も川上議員も聞いているんですが、いろんながんの検査の検診率というもの、平成24年のものはわかりますか。胃がんとかがわかれば、平成24年度、わかったらちょっと教えていただきたいかなと思います。

○市民部長（加藤多久美君）

胃がんの検診率でございますが、平成24年度は、本市は15.0パーセントでございました。

○新宅雅子君

胃がんが15パーセント。

じゃあ、例えば血液検査だけでいい前立腺がんとかは何パーセントぐらいになっていますか。

○市民部長（加藤多久美君）

前立がん検診の受診率でございますが、平成24年度は38.6パーセントになっております。

○新宅雅子君

やはり、胃がんは15パーセントなんですね、検診率が。バリウムを飲んで、発泡剤を飲んで、ぐるぐる回って、しっかり押さえてということが本当に苦手。もう胃の検査はしなくていいという感じになります。ところが、前立腺がんというのは血液検査だけですよね。こういうふうに出せば血液をとってくれて、それで終わり。そうすると、さっき部長からもお話がありましたけども、前立腺は38.6パーセント。これはやっぱり、血液検査の方が簡単なんですね。だから人が多いんです。それは、前立腺がんはずっとなかったから、珍しいからやっておこうというようなこともあるかもしれませんが。例えば、乳がんの超音波とマンモと、それでも39.3パーセント。だから、寝ていればいいとか立ってればいいとか、そんな感じだから簡単なんですね。飲んだりぐるぐる回ったりとかをしなくていいから。

ですから、ピロリ菌の検査は血液検査だけなんです。別にほかに何もすることはない。そこで、ピロリ菌がもし見つかったら、これは、国でピロリ菌検査は保険適用に今年の2月からになりましたので、ピロリ菌があったら駆除の薬を飲んでいけばいいんです。ですから、1回の検査で大体3千円から4千円ぐらいかかるそうです。それが本当にいいときでしたら、ピロリ菌もやりますよ、胃がんもやりますよというふうになるかと思いますが、本当にこういう限られた予算の中で市民サービスを行っていくということはとても大変なことだとは思いますが、市の全体の負担、国保を使うとか、そういう負担を考えたら、やはりピロリ菌の検査というのは有効な手段ではないかと思っています。ぜひ、レントゲンが苦手の人などのためにピロリ菌検査をしていただけないかと強く要望しますが、いかがでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

いわゆるピロリ菌検査、いわゆる胃がんリスク検診ということで、各自治体において、ここ数年、特に今年度の4月、平成25年度になって、他の団体が実施しておるという情報はつかんでおります。特に、千葉県では市川市さんが4月から実施しているということでありまして、それから、先週の千葉日報を見ますと、東庄町が来年度からやると。節目ですけれども、節目検診でやるということで、情報はつかんでおります。議員が今述べられたとおり、個人差はあるんですけども、バリウムを飲むことに抵抗がある人も、血液検査でございますので、体への負担が少ないということで、検診を受けやすくなるという利点は私どもも承知しておるところです。結構、各医師会によっては、こちらのピロリ菌検査の方を推奨している医師会もちらほらあらわれているという情報も、私どもは得ております。ただ、議員さんが言われたとおり、今、私どもはバリウム検査の方をやっておりますので、当面はそちらの方と考えておるんですけども、ピロリ菌検査は採血でございますので受けやすいということで、そちらの方に移行を、市長答弁で調査研究ということで今後ともして、なるべく受診率を増やすためには、やはり採血の検査の方が好ましいと私自身も思っておりますので、その

辺については、県の医師会等々の情報も集めまして、なるべく移行の方はできればいいかなと。当面は併用か切り換えかという問題もございますが、その辺も含めて検討していきたいと、このように考えているところでございます。

○新宅雅子君

ありがとうございました。

あと、最後になります。まちづくりについて、地盤の強いまちということでお聞きしたいと思います。

先ほど、いろんなオリンピック誘致の話がありまして、2020年東京でオリンピックが開かれることになりました。そうしますと、やはり経済効果というのが、必ずどこでもここでも話に出てきますが、必ず経済効果というのがあるはずで、八街市も絶対私は乗り遅れてはいけないと。絶対そうやるんだ、そういうふう思うところでございます。

それで、地盤の強い街というのを、ただ単に鎌ヶ谷が「ゆれにくいまち」とやっているから、じゃあ、八街だって強い街なんだから、液状化もなければ、地震だって、この間は何もなかったでしょうというので、それだけではなくて、やはり積極的ないろんな誘致ということも考えていけないかなと思います。公共施設の建設。特に、この前、ほかの方が消防学校とか消防関係の施設ということでおっしゃっていました。八街市も、ご答弁の中で、やると手を挙げました。その候補地、八街市もありますよと手を挙げましたと、そういうふうにお聞きいたしました。その後、候補地としての県からのいろんなこと、そのことで、消防関係の施設の建設について、どういうことがあったか。どうなったのか、お聞きいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

この件でございますけれども、県の方から消防学校の移転候補地ということで、調査依頼がございました。これに対しまして、私どもの方では、市有地、公用地として具体的な候補地は持っていないんですけども、非常に交通アクセスにすぐれているであるとか、今お話があるように、災害に強い地域であるというようなことから、消防学校の立地に適した地域です。本市への設置が具体化されれば、現在は市有地、候補地は持っておりませんが、民有地の活用について積極的に協力するというようなことで、県の方に誘致の意志があるところを示したところでございます。その後ということですが、私どもの方では、県でもまだその検討を進めている段階だというふう承知しております。

○新宅雅子君

わかりました。それでは、地盤の強い街ということ、オリンピック効果も含めまして強く強く、地盤ばかりじゃなく、強くアピールをしていただきまして、八街市にいろんなことを誘致できますように、人口増も含めまして誘致ができますように、どうぞまた強くアピールをしていただきたいと希望いたします。そして、一日も早くデマンド交通が本稼働できますように強くお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中田眞司君）

以上で公明党、新宅雅子議員の個人質問を終了します。

次に、公明党、服部雅恵議員の個人質問を許します。

○服部雅恵君

公明党の服部雅恵でございます。通告に従いまして、順次ご質問させていただきます。

質問事項1、投票率の向上について、ご質問いたします。

要旨（1）選挙の期日前投票について、お伺いいたします。

過日の参議院選挙で、期日前投票に行かれた方々から、受け付けが長蛇の列で大変だった。暑い中、外まで並んでいた等、たくさんのお声をいただきました。中には、途中で帰られた方もいらしたようです。受け付けのデータ入力に時間がかかったことが原因のようですが、市民の皆さんをなるべく待たせることなく、スムーズな運営が望まれます。また、期日前投票の際には、入場整理券を持参しても、本人確認のために宣誓書を書き込まなくてはなりません。宣誓書に書く際、周囲の人に見られているようで、心理的に負担という有権者も多く、全国の多くの選管では、こういった負担の軽減のための措置がとられています。

そこでお伺いいたします。

①受け付けのデータ入力パソコンの台数を増やすべきと思うが如何か。

②宣誓書をパソコンからダウンロード出来るようにすべきと思うが如何か。

質問事項2、空き家対策について、ご質問いたします。

要旨（1）空き家の活用について、お伺いいたします。

今、全国的に空き家の増加が社会問題化しています。中でも、老朽化が進んでいる家は倒壊の危険性などが懸念され、対策は喫緊の課題であります。空き家が増えている背景として、核家族化が進み、子どもが親と同居せず、親が亡くなった後に居住者がいなくなるケースが多く見られます。子どもが相続しても、家の維持、改修費用が捻出できず、家を出ていく事情なども指摘されています。空き家が増加すると、景観の悪化、火災の発生の誘発、防災や防犯機能の低下が危惧されます。ごみの不法投棄や悪臭の発生など、環境面も懸念されます。近隣住民にとっては深刻な問題です。

5年ごとに行われている総務省の住宅・土地統計調査によると、2008年、全国の総住宅数5万7千59万戸のうち、13.1パーセントにあたる757万戸が空き家になっています。およそ8件に1軒の割合となります。1978年の調査時点に比べると、30年間で約2.8倍も増えていることとなります。今年の調査でもさらに増えることが明らかであり、本格的な対策が必要と考えます。

私たち公明党市議団は、7月に佐渡市へ視察に行かせていただきました。佐渡市では、市内の空き家を有効利用することにより、人口の増加と定住促進を図り、市の活性化を目的に、平成17年9月1日より、佐渡市空き家対策事業として全島で事業が展開されています。空き家の所有者が物件を登録し、ホームページで公開された情報をもとに入居希望者を募る仕組みです。佐渡のほかにも、空き家再生等推進事業は多くの自治体で積極的に取り組みが進められています。

そこでお伺いいたします。

①本市における空き家の現状は如何か。

②空き家をリフォームして貸し出す等、有効利用する自治体も増えているが、本市としての考えを伺う。

質問事項3、いじめ防止について、ご質問いたします。

要旨(1)いじめ防止対策について、お伺いいたします。

今、いじめは子どもたちにとって深刻な問題となっています。国立教育政策研究所の調査によりますと、平成22年から24年の3年間にいじめを受けたことがある小学生といじめをしたことがある小学生は、ともに90パーセント近くに上ることがわかりました。多くの子どもが被害、加害の両方を経験していることになり、被害者と加害者が入れかわりながらいじめに関わっている様子がかがえます。研究所は、多くは1週間もすれば自然と解決するが、長引いたり多数が一人をいじめるようになると、深刻な結果につながりかねないとしています。

国がいじめ対策を本格化させてから初となるいじめ防止の法律、いじめ防止対策推進法が公明党の主導により本年6月21日に成立し、同28日に公布されました。9月28日に施行することになります。いじめ防止対策推進法制定の理由としては、いじめは、児童・生徒等の尊厳を侵すばかりではなく、教育環境を損ない、教育を受けて健全に生育する権利を害することから、禁止すべきであるとしています。いじめの定義としては、相手の心身に苦痛を与えたり、損失させたりする行為・行動であり、さらにインターネットなど直接に対面のない場合も含むとしています。児童・生徒によるメールやパソコンなどへの悪質な書き込みなどの実態からも納得できることだと思います。法律の規定には、いじめ問題への対応として、これまでも学校で取り組んでいることもありますが、新たな法律の制定を機に、これまでの教育活動、教育環境、指導体制などの見直しが学校運営の改善、充実にとって必要となります。国や教育委員会からの指示を待つことなく、新しい法律に対して積極的に取り組む学校の態度が、いじめ問題解決と学校運営の充実に何よりも大切と考えます。

そこでお伺いいたします。

①いじめ防止対策推進法の成立を受け、本市としてもいじめ防止基本方針を制定すべきと思うが如何か。

②子ども達が相談しやすい環境づくりが必要と思うが、本市の取り組みを伺う。

以上で私の1回目の質問を終わります。明快なるご答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

質問事項2、空き家対策について答弁いたします。

(1) ①ですが、個人質問6、石井孝昭議員に答弁いたしましたとおり、空き家は、管理不十分でありますと、景観の悪化や防災や防犯機能の低下、火災の発生の誘発、ごみの不法投棄の誘発など、さまざまな問題の発生が懸念されます。総務省が5年ごとに実施しています住宅・土地統計調査によりますと、2008年10月1日現在、八街市の総住宅戸数2万

8千370戸のうち、空き家はアパートなどの賃貸住宅を含め3千660戸でございました。これは率にしまして12.9パーセントであり、県内平均の13.1パーセントを若干下回っております。また、本市における空き家に係る市民からの相談としましては、庭木の枝や雑草の繁茂に対する改善要望が多く、現在は、生活環境の保全の観点から、所有者等に現況の写真を送るとともに、対応をお願いしているところでございます。

次に、②ですが、空き家問題の発生要因及び内容については、地域性があり、おのずと対策も地域ごとに異なっているところであります。空き家対策としましては、危険除去の観点からの対策とは別に、空き家を有効利用し、管理不十分の空き家の抑制を講じている自治体もあるようでございます。空き家の有効利用につきましては、今後、他の自治体の取り組みを注視して、本市として対応可能な方法を研究してまいりたいと考えております。

○教育長（川島澄男君）

質問事項3、いじめ防止について、答弁いたします。

(1) ①ですが、石井孝昭議員への答弁でも述べましたが、いじめ防止対策推進法が公布され、いじめ防止基本方針を定めることが国及び地方公共団体等の責務となりました。本市としましては、この法律の制定を待たずとも、教育委員会、学校、保護者、地域関係機関が一丸となって対処しなければならないことだと強く認識しております。いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、いじめは絶対に許されない。いじめはひきょうな行為である。いじめはどこの学校でも起こり得るとの認識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚して、いじめ防止に努めなければなりません。今後の本市におけるいじめ防止基本方針の策定につきましては、県からいじめ防止基本方針が通知されてきますので、これまで取り組んできたこととあわせながら、地域の実情に応じた基本方針を定めたいと思います。

次に、②ですが、各学校では、毎学期、教育相談週間として、子どもたちと担任が直接話をする時間を設けています。また、教育相談ポスト等の設置をするとともに、子どもの変化を捉えて教師から声をかける等、教育活動全体を通して、担任やその他教職員と直接相談できる機会を随時設けています。現在、市内各中学校には県費のスクールカウンセラーが配置されており、各中学校及び学校区内の子どもたちと、その保護者の相談に対応しております。また、今年度は、千葉県教育委員会の指定を受けて、小学校における県費スクールカウンセラー配置の調査・研究を八街東小学校で行っております。これは、一人ひとりの児童やその保護者にきめ細かく対応する教育相談体制を確立するという目的です。その他、1学期には、市カウンセラーによる循環相談を各小学校で1回ずつ行いました。今後も引き続き、子どもたちが相談しやすい環境づくりに努めてまいります。

○選挙管理委員会事務局長（石毛 勝君）

質問事項1、投票率の向上について、答弁いたします。

(1) ①ですが、本市における期日前投票の手續といたしましては、投票所入場整理券、または、その他の手段で本人の確認を行い、パソコンを用いた期日前投票システムによりまして選挙人名簿登録者であることを確認いたしまして、投票システムにより用意されました

公職選挙法の規定による宣誓書について内容を確認の上、公職選挙法に規定する事由のうち、選挙人自らが該当すると見込まれる事由を選び、当該事由によるため選挙の当日に投票ができないことを申し立て、かつ、当該申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書に署名し、提出していただいています。

この一連の受け付け手続にあたりまして、選挙人によっては、本人確認、あるいは、宣誓書の内容確認、及び署名に若干時間を有する場合がございます。また、家族連れ等乗り合わせで投票に来場されましたグループが複数いらっしゃった場合、受け付けの際、一時的にお待ちいただくケースもございます。事実、ある選挙人の方からお叱りの言葉をいただいたことかございました。

ご質問のパソコンの増設についてでございますが、パソコンによります受け付けに要する時間は数分とかからないために、お待ちいただいた要因につきましては、宣誓書の署名であると思われまます。パソコン台数を増やしても、受け付け後の宣誓書の署名で時間を要する方が前にいらっしゃれば、同様にお待ちいただくことになってしまいます。今回の参院選におきましては、宣誓書の手続と選挙区の投票用紙交付係を兼ねた従事者が、前半では3名、後半で4名、最終日におきましては5名配置をしたものでございますが、それ以上は、会場スペース及び人材等によりまして、困難な状況でございました。

なお、本市の期日前投票システムを使用した受け付けの手続につきましては、他市と異なりまして、空白の宣誓書に1からご記入いただくものではなく、プリンターから出力されて宣誓書に氏名のふりがな、住所及び生年月日が記載されておりますので、事由の確認と本人署名のみのために、選挙人に係る手続の負担は軽減されていると考えております。

これらによりまして、パソコンを増設することによる選挙人に対します効果が低いこと、及び、従事者の増員が難しいこと、並びに、増設にあたり経費がかかることなどから、現状ではパソコンを増設することは考えておりません。

次に、②でございます。さきの参院選時におきましても、宣誓書をパソコンからダウンロードできるようにならないかという申し入れがございました。その意見を受けまして検討してまいりましたが、他県もしくは他の団体の選挙管理委員会の見解はまちまちでございまして、また、かつ、選挙期間中の繁忙期によりまして対応が遅くなって、ダウンロードできるようにする準備が間に合わなかったものでございます。現在は準備が整いまして、市のホームページから期日前投票に係る宣誓書がダウンロードできる環境になっております。次回の選挙からはご利用いただくことができます。なお、事前にダウンロードしてご使用になれる宣誓書は空白のものでございますので、記載例により、投票される方ご本人が必要事項をご記入の上、入場整理券とあわせてご持参いただくこととなります。代筆につきましてはできないものでございます。また、当該期日前投票の受け付けに際しまして、事前に宣誓書をご記入いただき持参された場合でも、必ずご本人であることの確認はさせていただきますし、記入内容に誤りがあった場合には、訂正等にお時間をいただくこととなりますので、注意が必要となります。期日前投票の宣誓書の事前ダウンロードを施行するにあたり、正しくご記

入いただければ、受け付けの際に時間短縮が図れる可能性もございますので、宣誓書の趣旨をご理解いただきましてご利用いただければと思っております。

○議長（中田眞司君）

会議中でありますが、ここで10分間の休憩を行います。

(休憩 午後 3時05分)

(再開 午後 3時16分)

○議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○服部雅恵君

ご答弁ありがとうございました。

では、幾つか再質問をさせていただきます。

まずは、宣誓書がパソコンからのダウンロードできるようになるとのご答弁、誠にありがとうございます。これで、ご高齢の方も安心して自宅で宣誓書を書けると思います。

あと、先ほどご答弁にあったのですが、受け付けで列ができてしまったということだったんですけれども、この原因というのは、署名に手間取ったということなんでしょうか。それとも、パソコンの不具合とかということなんでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（石毛 勝君）

ご答弁申し上げます。

今回は、16日間の期日前投票でございましたが、その中で、1、2回、パソコンがちょっと機嫌が悪くなったところもあったんですが、それはわずかな時間でございまして、修正ができました。よくあるケースとしましては、先ほどもお答弁も申し上げたのですが、何名かの方でいらっしゃったり、ご夫婦でいらっしゃって、最初のうちは受け付け体制を少人数で最初はやっていた、3人で。中間から後半にかけては4人ということで、最終日は5人と、体制を徐々に整えてはいるんですが、その段階で、先に、宣誓書のご本人確認と、ふりがなに対してご本人のご署名、それから、当日お出かけの場合には丸をしていただくとか、その間の受け付けの3名で対応している中で、そこがつかえていますと、一度にお待ちいただく方が多くなったり、そういうケースはあったのですが、基本的に2分、3分の時間で処理はしていたと思うんですが、お忙しくてわずかな時間を押さえて来ていらしていただいたお客様には、やはり不都合なところもあったかと思っております。

○服部雅恵君

パソコン台数というのは何台なんでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（石毛 勝君）

基本的に1台で処理をしております。と申しますのも、会場の設営のスペース的に、今回も第4会議室、プレハブの1階でやったのですが、台数を増やしましても、その先の宣誓書をご記入いただくスペースの関係もございますので、2台で出されても、その先が詰まって

いますと、同じように待っていただくようなことになるという状況がございます。

○服部雅恵君

先ほど、パソコンの調子がちょっと悪くなったということもございましたので、できれば、1台というよりは2台あった方がいいんじゃないかなという気がいたしています。これは要望とさせていただきます。

あと、宣誓書の方なのですが、もちろんダウンロードできてとてもうれしいんですけども、ほかのところでは、昨年12月議会で、新宅議員が宣誓書をはがきの裏に印刷できないかというご質問をいたしました。その際に、はがきの形態等を考えると、それを變えるのに莫大なお金がかかるので、その辺は厳しいというご答弁があったかと思うんですが、静岡県の島田市では、2011年の県議選から、選挙啓発チラシの裏面に宣誓書を印刷して、新聞折り込みをして配布をしているという、そういう自治体もあるんですね。そういうお考えとかは本市としてはどうなんでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（石毛 勝君）

今回の宣誓書の関係は、私どもの方もいろいろと、インターネットですとか、他の自治体等の状況も調べさせていただいています。その中で、今いろんな方法をとってやられているところもございます。八街市の場合には、1つの入場整理券の通知に6名記載できるということで、コスト的に非常にいいということで始めさせていただいたところですけども、ほかのところでは封書でお出して、その裏面に宣誓書もあるというようなところもございます。いろんなケースがございますけども、今の段階で、とにかくコスト的に国の方の選挙費も縮減されている状況の中で、何とか効率的にできる方法ということで、今の方法をとらせていただいています。今後、他の団体等の状況も踏まえまして研究させていただきたいと思っています。

○服部雅恵君

ありがとうございます。財政が厳しい中でいかに市民サービスをできるかというところは、皆さんの知恵の出どころだと思います。今回のダウンロードができるようになるということは、まず一歩前進かなと思います。これからも本当にいろんなところを状況を見ながら、我が市にできることを1つずつ進めていただけたらありがたいと思います。

あと、インターネット選挙ということで、インターネット選挙運動解禁法案が可決成立し、これまで禁じられていた選挙期間中のネットを使った選挙運動が可能となりました。特に、若い世代に選挙に関心を持ってもらおう、そして、投票に行ってもらおうというのが、これが今回のインターネット選挙解禁の大きな理由の1つとされています。

そこで、今回の参議院選挙における若年層の投票率、本市の方ではどうだったのか、お伺いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（石毛 勝君）

国政選挙で申し上げますと、6年前と3年前の参議院選、また、あるいは、昨年の衆議院選、これで年代別の若年層と申しますか、年代別に見てみますと、もちろん、各選挙区的全

体の投票率によっても変わってくるところでございますが、年齢別の投票率を比較して見ますと、20歳から24歳、6年前が28パーセント、3年前が25.27パーセント、今回が27.29パーセント。25歳から29歳の方が、6年前が29.7パーセント、3年前が23.45パーセント、今回が31.78パーセントということで、平均をしてみますと大きな変化は見られなかったというところでございますが、また、ネット選挙解禁ということで、若年層向けの各種啓発の成果、これがあつたのかどうかというのは、この数字だけではなかなかつかみ取れないというところでございます。ただし、先ほどは大枠でくくって発表したわけですが、年齢を個々に見ますと、増加している年代というのも若干見られるというところで、これがネットによるものなのかというのは、私どもまだつかんでおらないという状況です。

○服部雅恵君

ありがとうございます。まだ始まったばかりで、これもわからないことかなと思います。

では、投票率を伸ばすために本市として留意している点をお伺いしたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（石毛 勝君）

私どもは、前から八街市は投票率が悪いということで、何とか投票率の向上をしなければいけないということで、いろいろと施策といいますか運動を繰り返してきておりまして、その中で申し上げますと、ただいま実施しているものとしましては、選挙周知である庁舎の壁に懸垂幕、横断幕、また、駅にフロアグラフィックを自由通路に設置していると。また、選挙前、選挙期間中の行政無線による投票の呼びかけ放送。また、幼稚園・保育園、これは、当然幼稚園児・保育園児は選挙権がございませんが、お母様方等に周知という意味で風船等の配布。それから、市内中学校には、生徒会等の選挙に使っていただく投票記載台とか投票箱をお貸ししまして、本物の器材を使用した選挙体験をしていただいていると。また、市内の高校生につきましては、黎明高校、八街高等学校の生徒につきましては、社会体験ボランティアということで、期日前投票、また、投票日当日の選挙事務、これの補助を経験していただいて、将来、当然近くには有権者になるわけでございますので、政治意識の向上を図っていただくと。それから、年に1回、この本会議場で開催しております八街子ども議会の開催。また、成人式におきましては、新成人に対しまして選挙のガイドブック等を配布して、選挙をPRしていると。そのほか、選挙期間中には明るい選挙推進協議会、また、選挙管理委員会合同によりますスーパー等の街頭によりまして、選挙啓発を行っているというようなことを、現在、投票率向上に向けて実施をしているというところでございます。

○服部雅恵君

今、高校生のボランティアの選挙補助ということであつたのですが、これは何名ぐらいがどのような形で行っているのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（石毛 勝君）

今回の参院選につきましては、ちょうど夏休みに入るところから始まりましたので、なかなかうまく高校生が予定をとれないところもございましたが、期日前についてはおおむね1

週間程度だったと思います。八街高校、黎明高等学校、午前、午後と2～3名の生徒がかわって来ていただいています。そのほかに、投票所につきましては、第1と第4投票所に高校生がおおむね3名程度ずつ、当日の投票事務の補助をしていただいたということでございます。

○服部雅恵君

そういう細かいところをやっているということは、とても素晴らしいことだなと思います。

あと、また、若年層への啓発として、ほかの自治体で、例えば、コンビニエンスストアに啓発ポスターを掲示していたりとか、あと、ファミリーレストラン、そういうところに置いているようなところもあるかと思うんですが、八街市はそれはないのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（石毛 勝君）

本市におきましては、現在のところですが、区等自治会への選挙啓発ポスター、これを配布して、各区・自治会のコミュニティセンター、または集会施設等で掲示していただいているというようなことでございます。そのほかに、先ほど申し上げましたが、明るい選挙推進協議会が、選挙期間中、街頭への啓発活動を行っておりますが、それらの協議会の委員さん方の各地元を中心に回っていただいておりますので、各地域の小売店さんにポスターを貼っていただくとか、ということも現在のところしております。ご質問のコンビニエンスストアですとかファミリーレストラン等については、現在のところ実施しておりませんので、今後、若い人が集まる場所、そういうところへの掲示等も考えていきたいというふうに考えております。

○服部雅恵君

ぜひこれを前向きに検討していただけたらと思います。

あと、何人かの方から、投票所の雰囲気は堅苦しく、とても静かで緊張するといったお話も伺うんですね。本来、選挙はそういうものなのかなとも思うんですが、時代背景とかも考えて、BGMとかを流している自治体もあるようなんですが、その辺はいかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（石毛 勝君）

多分、私どもの職員も投票所では非常に緊張してやっているものだというふうに思っておりますが、今、お話をいただきましたように、投票所をいかに明るく、また、投票に来られた方が何だここはというような、そういう雰囲気ではいけないということで、朝、昼、晩ということで、投票に来られた方々へのご挨拶、受け付けのところで、おはようございます、こんにちはというような。それは、私どもの方から、投票事務をやる職員にはかねがね申しておるところでございます。

また、先ほども言いましたように、高校生がその投票事務等に入るということで、こういう若い子も応援に来ているんだというような、そういった和ませる雰囲気も出てくるのかなというふうに感じております。

今お話がありましたBGMということでございますが、これは、私どもでいろいろとネッ

トを中心に、やられているところを幾つか見てみました。投票所にどういった曲が合うのかなということで、やはり歌詞とかがあると、その流れている歌詞の中で投票者への誘導があってはいけないとか、また、ものとして、まさかロックを流すわけにもいかないでしょうし、やはり、投票所に合った雰囲気曲の曲というと、どうしてもクラシック的なものというような、そういった苦勞もしているようでございます。これが流れることによって、当然のごとく、会場内がシーンとしている雰囲気はもちろんなくなるというふうに考えております。

ただし、これについては、当然のごとく、流すためにはプレーヤーですとか、そういったものももちろん必要になってきます。23投票所に全てプレーヤーを用意するという状況が必要になってくると思いますので、こういうもの以外にも、投票しやすい環境作りということで、何らかのことを私どもの方も考えていかなければいけないというふうに考えております。

○服部雅恵君

ぜひこれからも投票率を伸ばすということで、財政が少ない中で、本当に知恵を出し合っているいろんなことを、本市らしいことを考えていただきたいと思います。

次、空き家対策についてでございますけれども、この空き家は、例えば、撤去費用の一部助成ということを行っている自治体もあるかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

問題になっている空き家対策でございますけれども、方向性としては大きく分けて2つあると思います。1つは、今お話があったように、問題のある空き家の撤去、これを促進するということと、それから、先ほど質問にもありましたけれども、もう1つは、活用可能な空き家について利用を促していくと、この2つの方向性があるんだと思います。

空き家の撤去促進策ということでも、やはり、これは2つの方法があるということで、1つは強制的に撤去する手段、これを設けるということで、例えば、法律であるとか、最近では条例をつくってということもあるようでございます。それから、もう1つの方法は、今ご提案のありましたような自主的な撤去、これが簡単できるように助成を行うという方法があるかと思えます。

例をちょっと調べますと、足立区では老朽家屋等の適正管理に関する条例というものを制定しておりまして、危険な状態にある建物があった場合には実態調査を行って、指導・勧告ができるというようなことになっているようです。この条例の特徴なんですけれども、勧告によって建物を解体する場合には、一定の上限があるんですけれども、工事費の半額を助成するというようなことがあるようでございます。

空き家に関しては、それぞれ地域での環境が異なったりということで、対策もまちまちでございますけれども、足立区の例についていうと、足立区内に危険家屋が多いということ、それに加えて、住宅が密集をしていて、危険な空き家に日々接する住民の方が多いというような背景があるんだというふうに思われます。

撤去の際の財政支援ということでございますけれども、本人にお金がかからないで、全て

市がとか、財政支援がされれば、たくさんの撤去ができるというふうに考えますけれども、なかなかその財政的にも限界があるということで、そういった意味では、足立区については、一定の条件の中で支援を実施するというので、そういった意味では一定の効果は発揮しているようすけれども、先ほど来申し上げているように、なかなか私どもも含め、それぞれの自治体でかなり厳しい財政状況が続いているということがございます。

それともう1つは、本来私有財産でございますので、所有者が適正に管理すべきものに対して助成措置を行うということになりますと、所有者が管理責任を果たさなくなるというようなおそれも言われているようなこともございますので、その辺を含めて慎重に対応せざるを得ないんじゃないかというふうに考えております。

○服部雅恵君

八街の中では、そこまでもう老朽化して危ないぞという、そういう住宅というのはあるのでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

私どもは、申し訳ありません、実態調査というのはしておりませんが、特に空き家に対して私どもに申し入れがありますのは、先ほども市長答弁で申し上げましたとおり、雑草が繁っているとか、そういった意味で、防災・防犯上の観点からというところが多いようございます。

○服部雅恵君

やはりそうですね。うちの団地なんかでも空き家になっているところはございます。それで、やっぱり草がはえてきて、でも勝手にははいれないというようなお声も結構聞きますので、またそういうところを、ちょっと難しい部分なのかなと思いますけれども、これから対策を考えていただければと思います。

あと、さっき、有効利用ということがありましたが、地域性を活かし、例えば、農家民宿、また、空き農家バンクなどを行ってみるというようなお考えはどうでしょうか。桜田議員のご質問のお答えの中で、空き農家の新規就農者が永住予定というお話も伺いました。定年を迎えて、ほかの地に住んでいた方が農家をやりたいとか、そういう人をどんどん呼び込むような、そういう施策というのはいかがなものでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

桜田議員さんにもお答え申し上げた中で、八街市でも農家住宅の空き家についての調査をしておるわけではないので、実際に何軒、農家の住宅で空き家があるのかということの把握はしておりませんが、今、八街市でも、農業の新規就農者に対する支援という形で、農地のあっせん等を積極的に行っておるんですが、やはり、新規就農者で一番困るのは、農地と住まいが一体となっていないと、農家を継続するのは難しいということもありますので、私どもの方でもできるだけ早い時期に、次期登録、農地の利用集積ということで、現在、農地を貸したい方の登録は請け負っております。市の方で受けまして、それを借りたい方にあっせんしております。これと同時に、農家住宅で、現在空き家になっておって使わないという住

宅をお貸しできるという方がいらっしゃれば、この農家住宅についても農地と一緒に登録をしていただいて、新規で就農者がお借りしたいという者については、市の方が間に入りまして、積極的にお貸ししたいと、そういう制度をつかっていきたいというふうに考えております。

○服部雅恵君

前向きなご答弁ありがとうございます。調べたらたくさん空き農家があるんじゃないかなって思います。ぜひそういう登録制にして、これから有効利用できるようにしていただきたいと思います。

あと、長崎市では、2006年から、土地・家屋を市に寄附する条件付きで、市が全額負担をして撤去し、跡地を、地域住民の要望を聞いて、例えば、ベンチを置いた休憩所ですか、公園、駐輪場などに生まれ変わっているという事例もございます。長崎は多分坂が多いので、危ないというところも多いのかなとは思いますが、そういうようなお考えは本市としてはいかがでしょうか。

○財政課長（佐藤幸男君）

本市におきましては、家屋付きの土地の寄附等の申し込みがあった場合につきまして、庁内各課に有効利用ができるかということで照会をしております。その上で、利用が可能な物件に関しましては行政財産として受け入れております。また、戸建て住宅などの建築物のある土地につきましては、接道要件や敷地規模から、行政財産としての受け入れは困難であるというふうに考えております。なお、毎年、本市に対しまして、有償無償合わせて10件程度の土地の寄附について申し出がありますが、利用が見込めない土地につきましてはお断りをしている状況でございます。また、平成24年度の土地の受け入れにつきましては、1件もございません。

以上です。

○服部雅恵君

それでは、その希望があった土地の中で、今まで有効に活用できたというところはございますか。

○総務部長（浅羽芳明君）

今、財政課長が答弁を差し上げましたのは、寄附の関係で答弁を差し上げましたので、私の方から空き家との関係で答弁をさせていただきますと、確かに、長崎の方では、危険老朽家屋対策事業ということで、土地と建物を市に寄附あるいは無償譲渡という条件で、空き家の撤去費用、私どもの方では一部ということで理解しているんですけども、一部を公費負担して、撤去後の土地の維持管理は地元の住民に行っていただくというようなことでやられているようでございます。

確かに、議員さんおっしゃるように、こういった仕組みにつきましては、空き地を撤去して、地域のいわゆるオープンスペース的なものとして活用していくということで、非常にユニークな取り組みだというふうに思いますけれども、市で管理をしていくということになり

ますと、これは地域住民が管理をするんですが、例えば、市で管理をしていくということになりますと、またそれなりの財政負担が必要になるということ。それから、あくまでも寄附が前提になるということであるとか、地域として、その土地の活用とか管理に対しては積極的に取り組んでいただかなければいけないということで、若干ハードルが高いのかなというふうには感じております。

○服部雅恵君

ぜひそういうことも視野に入れながら、地域住民の方とも連携をとりながら、本当にいい形で空き地や空き家になるべくなくなったり、また、有効利用されたり、そういうような対策を望みたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後になりますが、いじめ防止についてなんですけれども、いじめの件数というのは、今、状況はどれぐらいなんでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

平成23年度と平成24年度にアンケートをした数字でございますけども、平成23年度は、小学校、中学校合わせまして484件でございます。そのうち、解決した件数が371件、未解決として113件でございます。平成24年度は、小学校、中学校合わせまして729件、解決件数が633件で、未解決が96件というふうになってございます。

○服部雅恵君

これはいじめのアンケート調査等でわかった数ですか。

○教育次長（長谷川淳一君）

そのとおりでございます。

○服部雅恵君

それでは、解決の件数が結構多かったのですが、これはどのような形で解決となったのでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

それはいろいろパターンがございますけども、カウンセラーへの相談ですとか、担任、あるいは、複数の先生方との相談によって、それぞれ解決したというふうなことでございます。

○服部雅恵君

あと、アンケート調査なんですけど、去年から私にご質問させていただいたかと思います。そのときに、夏休みにアンケート調査をして、子どもたちはきっと安心して本音を書けると教育次長がおっしゃっていたと思うんですけども、そういう中でしたアンケート調査ということで、子どもたちは本当に自分の本音を今まで以上に書き出せたのでしょうか。その辺の状況はどうなんでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

平成24年度から、アンケート調査におきましては、親御さんに、調査内容を子どもさんと両方で確認し合って、そして提出していただいております。

○服部雅恵君

じゃあ、そのアンケートによって、大分子どもたちは自分の本音を出せたという認識でよろしいんですね。

あと、いじめに対するこのアンケート調査なんですけれども、これは、いじめの件数を把握すること自体が本質ではなく、本当に大切なことは、今、解決とありましたが、どうすれば、今、いじめで苦しんでいる子どもたちを救えるか。また、誰にも打ち明けられずに苦しんでいる声なきSOSにどうすれば大人が気付けるのか。また、いじめに気付いても言い出せない子どもたちにどうしたら教育してもらえるのか。こういうことに光を当てる必要だと思われるんですけれども、先ほど、カウンセラーのお話がありました、学期に1回のカウンセラーの巡回相談ということでしたが、これで本当にそれが解消されているのかどうか、その状況をお伺いしたいと思います。

○教育長（川島澄男君）

カウンセラーの相談の状況でございますけれども、平成25年度につきましては、生徒からの相談、保護者からの相談、また、教職員からの相談ということで、県のスクールカウンセラーが週に1度、4中学校に参るわけでございますが、そのときの相談ということで、合計で456件の相談が、平成25年度4月から7月の間にございました。それから、八街市独自のカウンセラーを雇用しているところでございます。このカウンセラーには週3日来ていただいて、それぞれ、やはり同じように、児童・生徒、保護者、その他からの相談ということで、これは4月から7月で213件の相談がございました。これでカウンセラーの相談が十分賄えているかといいますと、なかなかそうもいかないような案件もあろうかと思っておりますけれども、相談の内容としては、不登校問題、集団不適應に対する問題、虐待、それから、学習面での問題とか、多岐にわたってカウンセラーにカウンセリングをしてもらっていただいております。

○服部雅恵君

ありがとうございます。

それでは、石井議員のご質問のご答弁の中で、地域いじめ対策委員会を教育委員会内に設置というご答弁があったかと思うんですが、この内容をもう少し詳しくお聞かせいただけますでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

いじめ対策防止推進法、この中では、いじめ防止等の対策はいじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが重要であるということ認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を解決していかなければならないという基本理念がございます。それに基づいて、仮称でございますけれども、教育委員会としては地域いじめ対策委員会を設置したいと、そういう方向で今は考えているわけでございまして、この中には、教育委員会の学校教育課、それから、こうやっていじめ問題に関わってきている市長部局の職員、また、地域における有識者で構成した組織をつくっていくことを検討していくというものでございます。

○服部雅恵君

わかりました。組織を作ること、立ち上げることも大事かと思うんですが、やはり、先ほど言ったように、本当に子どもたちの心に寄り添う、そういう教育が一番大事かなと思います。本当に今はいじめが多様化してしまっていて、ネットや携帯を使った本当に複雑な悪質ないじめも増えていますので、時代に合った、また、子どもの心に寄り添った対応を、これからもよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上をもちまして私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（中田眞司君）

以上で公明党、服部雅恵議員の個人質問を終了します。
この定例会に通告されました一般質問は全て終了しました。
日程第2、休会の件を議題とします。
明日10日は、議案調査のため、休会したいと思います。
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

ご異議なしと認めます。
10日は休会することに決定いたしました。
本日の会議はこれで終了します。
9月11日は午前10時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。
議員の皆様申し上げます。
この後、会派代表者会議を開催しますので、関係する議員は第二会議室にお集まりください。
長時間ご苦労さまでした。

（散会 午後 3時51分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件